

事項一〇 ローマ法王庁ト外交関係設定問題

三九二 一月十三日 内田外務大臣(ヨリ) 在米國佐分利(ヨリ) 在仏國三谷名臨時代理
大使宛(電報)

内田外務大臣(ヨリ) 在米國佐分利(ヨリ) 在仏國三谷名臨時代理
大使宛(電報)

ローマ法王庁ニ本邦使節派遣ニ関シ任國ノ世

論通報方訓令ノ件

付記一

大正十年六月一日内田外務大臣発在伊国落合大使宛電報第六二号

本邦使節ノ駐劄ニ関シローマ法王庁ノ意向内探方訓令ノ件

同年六月十九日在伊国落合大使発内田外務大臣宛電報第一七二号

ローマ法王庁使節駐劄ニ関シ法王庁ニ問合ノ件

大正十一年三月十日在伊国諸井臨時代理大使発内田外務大臣第二号

日本及ビ法王庁間外交関係開始ニ関シビオンデイ僧正談話報告ノ件

大正十一年六月二十三日閣議案

ローマ法王庁ニ使節駐劄ニ関スル件

歐米局二課調書

ローマ法王庁ニ関スル件

大正十一年八月十九日情報部調書

ローマ法王庁駐劄外交団ニ関スルプロトコール
資料

松岡・ジャルジニー会談

大正十一年十二月十日国民新聞記事

大正十二年一月十日欧米局二課調書

ローマ法王庁トノ修好関係ニ就テ同年一月十五日堀内書記官稿

使節交換問題ニ対スル本邦仏教徒其ノ他ノ反対運動ニ鑑ミ関係官厅トノ打合

同年一月十六日同右

ローマ法王庁ト使節交換問題ニツキ大谷光瑞師トノ会談要領

同年一月十九日

使節交換問題ニ関スル東方通信社水野梅曉ト鶴見給持寺栗木紹務及ビ杉本尚書トノ会談要旨

同年一月十六日欧米局二課調書

使節交換問題ニ対スル国内賛否両説ノ概況

同年一月十九日

使節駐派問題ニ関スル文部省武部宗教局長ト仏教連合会弘津曹洞宗全權委員トノ会談要領

合第五号

十二年度予算羅馬法王庁ニ我使節派遣ノ件ニ関シ大学教授等ニシテ賛否ノ論ヲ新聞ニ發表スル者アリテ世人ノ注目ヲ牽キ一方一二地方仏教團ノ反対運動アリ多少世論ヲ喚起セントスル傾向アリ二三外国通信員ハ幾分過大ニ之ヲ電報シ居レル者アルニ付本問題ニ関シ貴任國ニ於テ何等論議セラルルアラハ御電報相成度

右情報電報通り転電アリタシ

(付記一)

大正十年六月一日内田外務大臣発在伊国落合大使宛電報第六二号

本邦使節ノ駐劄ニ関シローマ法王庁ノ意向内探方訓令ノ件

(付記二)

羅馬法王庁ニ本邦使節ヲ駐劄セシムルノ案ニ就キ目下本省ニ於テ研究中ノ處過般羅馬ニ帰府セシ「ビオンデイ」大司教ハ本邦滯在中法王庁ニ於テハ我使節ノ駐劄ヲ希望シ居ル旨洩ラシタル由聞及ビタルカ果シテ法王ニ於テ真実右様ノ

希望ヲ有スルヤ又若シ日本使節駐劄ノ案ガ実現セラルル場合先方ヨリモ我邦ヘ使節ヲ派遣スルノ意向ナリヤ至急承知致度ニ付貴官ハ右當方ノ考案ニ言及セラルルコト無ク極テ

(付記三)

大正十年六月十九日在伊国落合大使発内田外務大臣宛電報第一七二号

ローマ法王庁使節駐劄ニ関シ法王庁ニ問合セノ件

(付記四)

(六月二十一日接受)

貴電第六二号ニ関シ

十八日告別ノ為メ堀田ガ法皇厅 Cerretti (Secrétaire pour les Affaires Ecclésiastiques) ヲ往訪ノ序ヲ以テソントナク問合サンメタル所左ノ通り内談セル趣ナリ

(一)日本政府ニ於テ使節ヲ駐劄セシメラル場合ニハ旧教徒ニ関連スル諸般ノ事務ノ交渉ニ便宜アルベク法王庁ニ於テ喜ンデ此レヲ受クル事勿論ナリ

(二)其場合ニハ法王庁ニ於テモ日本使節ヲ駐劄セシムル事トナルベシト思考ス

(三)米国政府ハ非公式ニモ法王庁ニ代表者ヲ派遣シ居ラズ必要ノ場合ニハ在米 *Délégué Apostolique* ヲ通シテ交渉ヲ行ヒ居レリ

(四)西國ノ如キ旧教國ノ使節ニ関スル場合ニハ別問題ナルモ旧教國ニ非ザル國ノ使節ハ旧教徒ニ非ザルモ何等差支ナク其待遇ニ差別ナキハ勿論任務遂行上ニ於テモ何等(脱)

「ビオンディ」日本政府側ノ氣受ヨキ事ト考フトテ場合ニヨリテハ同人ヲ日本駐在使節ニ擬セントスル底意アルガ如キ口吻ヲ洩セリ

藤井ガ當館牒報者ヨリ聞ク所ニ依レバ米国政府ニ於テハ法王庁トノ交渉ヲ *Monseigneur Charles O'hern* (在羅馬カトリック米国学校長) ヲ通シテ行ヘル事アルモ同人ハ何等米国政府代表者タルモノニ非ズト云フ

(付記三)

謝ノ外ナシ

日本政府ト法王庁トノ外交關係開始ニ關シテハ余ノ研究ヲ怠ラサル處ナリ余ハ日本ト外交使節交換ヲ希望スルモノナリ而シテ交換ノ曉ハ相互ニ多大ノ利益ヲ享受スヘキ事ヲ確信ス乍然余ノ日本ヲ辭去セル當時ハ未タ一般輿論トシテハ

右外交關係開始ニ対シ冷淡ナリシカ如ク看取セルヲ以テ當時法王庭総理「ガス・パツリ」大僧正ヨリ本件ニ關シ質問セラレタル時日本官辺ノ意向ハ知ラサルモ輿論ハ未タ熟シ居ラサルカ如シト復命セリ同大僧正ハ余ノ見込ミ然ル上ハ是非ナキモ見込ミ立チ關係開始ノ運ヒトモナラハ余ヲ第一ノ日本駐劄「ノンス」トシテ任命シタシト語ラレタリ

其後日本ノ意向如何ナルカヲ知ラサルモ若シ時世ニ鑑ミ法王庁ト外交關係ヲ開始シタシトスルナラハ日本政府ヨリ先ツ交渉ヲ進メラレタク然ラハ法王庁ハ今日ニモ喜ンテ之ニ応スル筈ナリ但シ法王庁側ヨリ日本政府ニ對シ本件交渉ヲ開始スルハ慣例上困難ナル事情アレハ法王庁トシテハ日本ヨリノ交渉ヲ待ツノ外ナカルヘシ又外交關係開始ノ上ハ使節交換ハ相互的ナル事勿論ナリ特ニ私見トシテハ法王庁ハ日本ニ「ノンス」ヲ送リ日本ヨリ大公使ヲ接受セサル事

本ヨリノ交渉ヲ待ツノ外ナカルヘシ又外交關係開始ノ上ハ使節交換ハ相互的ナル事勿論ナリ特ニ私見トシテハ法王庁ハ日本ニ「ノンス」ヲ送リ日本ヨリ大公使ヲ接受セサル事

大正十一年三月十日在伊国諸井臨時代理大使発内田外務大臣宛機密公第二号
日本及ビ法王庁間外交関係開始ニ關シビオンディ僧正談話報告ノ件

大正十一年三月十日

在伊

臨時代理大使 諸井六郎 (印)

外務大臣伯爵 内田康哉殿

機密公第二号

二月二十三日当館井上通訳官カ予テ交際アル法王庁布教部総務「ビオンディ」僧正往訪ノ際同僧正ヨリ聽取リタル談話要領左ノ如シ

「余ハ一九一九年法王庁宗務使僧トシテ日本ニ赴任シタリ日本ニ於テハ余ノ如キ宗務使僧ハ始メテノ事トテ当初官民ヨリ種々ノ誤解ヲ受ケタルモ漸次余ノ使命ハ単ニ宗務ニ関係シ外交上日本政府ト何等公式關係無キ事判明シ從テ余ノ立場モ氣安クナリ日本政府又大ニ好遇セラレタリ特ニ故原首相内田外相及伊集院大使等ヨリ款待セラレタルハ忘ル能ハス去ルニ臨ミ皇室ヨリ勲二等瑞宝章ヲ賜ハリ更ニ昨夏皇太子殿下法王庁御訪問ノ際勲一等ニ陞叙セラレタルハ感

ハ出来サルベシ」

右御参考迄申進候也

(付記四)

大正十一年六月二十三日閣議案

ローマ法王庁ニ使節駐劄ニ關スル件

羅馬法王ハ加特力教ノ宗長トシテ全人類ニ亘ル精神界ヲ支配スルノミナラス延イテ歐米諸國ノ政治外交界ニ隠然偉大ナル勢力ヲ有シ又法王庁ハ常ニ世界各方面ニ關スル情報網集ノ核心タルノ観アリ是ヲ以テ世界ノ重ナル諸國ハ夙ニ法王庁ト外交使節ヲ交換シタルカ殊ニ世界大戰後ハ同序ニ使節ヲ駐劄セシムルモノ倍加シ今ヤ數箇ノ國ヲ除クノ外之ト外交關係ヲ有セサルモノナキニ至レリ
帝国今日ノ國際的地位ト列國ノ法王庁ニ對スル施設トニ鑑ミル時ハ此際帝国ニ於テ速ニ同法王庁ニ外交使節ヲ駐劄セシメ以テ之ト直接關係ヲ維持スルコト極テ緊要ナリト思考セラル仍テ明年度ヨリ之ヲ実行スルコトト致度シ

理由書

一、羅馬法王ハ全世界ニ亘リ約三億五千万ノ信徒ヲ有スル大宗教ノ首長トシテ精神界ニ於ケルノミナラス政治外交

界ニ於テモ亦偉大ナル勢力ヲ有ス米國、加奈陀及濠州ノ排日運動カ加特力教徒ノ煽動ニ負フ所多キハ否ムヘカラサル事實ニシテ又極東諸國ニ於ケル同教徒ノ勢力侮ル可ル所以ハ其偉大ナル勢力ヲ利用シテ帝国外交方針ノ遂行ニ資セントスルニアリ

二、羅馬法王庁ハ世界各地ニ使節ヲ派遣シ其宗教上ノ勢力ヲ利用シテ各国ノ政治外交上ノ情勢探究ニ力ムルヲ以テ自ラ世界各地ノ情報常ニ同庁ニ集ル故ニ法王庁ニ使節ヲ常駐セシムル時ハ情報蒐集上多大ノ利便ヲ受ク可キハ言フヲ俟タス

三、世界ノ重ナル諸国ハ或ハ法王庁ト使節ヲ交換シ或ハ法王庁ニ使節ヲ派遣シ丁抹、那威、瑞典、「リベリア」、「パナマ」、「グアテマラ」、支那及暹羅等ヲ除クノ外ハ何レモ法王ト外交関係ヲ設定シ居レリ今法王庁ト各国トノ外交関係ニ就キ大戦ノ前後ヲ比較スレハ左ノ如シ

一千九百十四年 七月 法王庁ニ大使或ハ公使 ヲ派遣シ且法王使節ノ 駐劄ヲ受ケ居ル國	一千九百二十二年 一月 十四 二十五
---	-----------------------------

法王庁ニ代表者ヲ派遣
セサルモ法王ノ使節ヲ
受ケ居ル國

十六 十八

尚右期間ニ於テ法王庁ニ駐劄スル外国使節中公使ヨリ大使ニ昇格シタルモノ三アリ

四、法王庁ハ大正八年其ノ宗務使節トシテ「ビオンディ」僧正ヲ本邦ニ差遣シタルカ帝国政府ハ之ニ対シ相当ノ礼遇ヲ与ヘ勲二等瑞宝章ヲ贈リ更ニ昨夏皇太子殿下ノ同庁御訪問ニ際シ勲一等ニ陞叙セル処同僧正ハ本邦ニ対シ常ニ好意ヲ抱キ現ニ本年五月中加州選出米国上院議員「フイラン」外一名カ新法王ニ排日思想ヲ吹込み為内謁見ヲ求メタルニ対シ同僧正ノ計ラヒニテ許可ヲ差控ヘタルコトアリ尚法王側ノ内意ヲ探査スルニ本邦トノ外交関係開始ヲ切望シ居ル模様ニテ現ニ「ビオンディ」僧正ノ後任トシテ「デヤルヂニ」僧正ヲ本邦ニ派遣シ居レリ以上各般ノ事情ニ顧ミ帝国ニ於テモ法王庁ト外交関係ヲ創設シ以テ叙上ノ趨勢ニ順応スルコト緊要ナリト認ム

編註 本閣議案ハ大正十一年七月八日ノ閣議ニ提出サル。其ノ際内田外相ノ「十一、七、八ノ閣議ニ於テ本件ノ趣旨ヲ述ヘ閣僚ノ了解ヲ求メ置ケリ確定議ハ追テ予算ノ折取付クル積」トノ欄外記載アリ。

羅馬法王庁ニ使節駐劄方急施必要ノ理由補足

羅馬法王庁ト使節交換ノ必要ナル理由ハ別記ノ通リナル処更ニ本件ノ実施ノ緊急重要ナルカ為ニ是非共来年度予算ニ之カ費日ヲ計上セラレンコトヲ切望スヘキ特別ノ事由ヲ挙クレハ左ノ通り

(一) 本年四月二十四日「ゼノア」発新聞電報ハ羅馬法王庁ト露國勞農政府トノ間ニ布教ニ関スル條約成立セル旨ヲ報道シ居リ他方「タイムス」特電ハ右両者間ニ外交関係設定セラレタリトノ報道ハ虛構ナリトノ法王筋ノ打消ヲ掲ケ居ルモ同序ノ露国内地ニ於ケル布教ニ関シテハ「レニン」政府ハ素々旧帝政時代ニ比シ遙ニ寛大ナル態度ヲ執レルモノニシテ「ゼノア」會議ノ機會ニ於テ布教ノ自由ニ關シ双方代表者間ニ何等カ話合アリタルコトハ想像シ得ヘキ所ナリ少クトモ之レ最近ノ機会ニ勞農政府ハ法王庁ト更ニ密接ナル関係ヲ作ラントスルノ傾向アルコトヲ示スモノニシテ法王庁カ既ニ同政府ニ与ヘタル勞農政策ヲ主義上排斥セサルノ了解ヲ場合ニ依リテハ更ニ積極的ニ同政策ノ是認ニ進化セシメントスル企図ノ第一歩ナリト認ムヘキカ故ニ此際早ニ臨ミ同序ニ我代表者ヲ駐在

(付記五)

歐米局二課調書

セシメ同序ノ對露態度並露國ノ同序利用等ニ付充分ナル情報ヲ蒐ムルコト我對露政策講究上極テ緊急ノ要務ナリト思考セラル
(二) 法王庁ハ現ニ多數宣教師ヲ欧露内部ニ派出シ居ルノミナラス近キ将来ニ於テ西班牙ニ対スル布教ニ付テモ全力ヲ尽サントスルノ意図ナルカ如ク從テ我對西班牙政策上ヨリ考フルモ今日ヨリ同序ト接触ヲ保チ此方面ニ於ケル帝國ノ利益ト抵触スルカ如キコトナカラシムルコト極メテ肝要ナルヘシ
(三) 法王庁ハ極東ニ於ケル威信ノ増進及維持ノ為ニ本邦ト外交関係ヲ開始スルコト有利ナルカ故ニ将来何時ト雖モ我方ノ希望次第之ニ同意スヘキハ勿論ト思考セラルモ今日ニ於テハ法王庁当局ニ於テ特ニ右外交関係設定ヲ希望シ居ルモノナルカ故ニ本邦トシテハ此機ヲ逸セス之ヲ断行スルコト将来各種ノ交渉上得策ナリト認メラル

大正十一年七月十日稿

松岡嘱託

客年三月末旬、當時日本駐劄羅馬法王庁使節フマソニー・

ビオンティ 大司教賜暇帰府ノ為メ東京出発ノ数日前、小職ハ情報部長ノ内命ヲ含ミ左ノ事項ニ就キ同使節ノ注意ヲ促シ、併セテ同使節カ法王庁帰着ノ上ハ之レニ關シ可然考慮ヲ払ハム事ヲ依頼シ置ケリ

(一)米国ニ於ケル有力ナル排日論者中ニ偶々加特力教徒ノ多數ナルハ夙ニ日本ニ於ケル基督新教徒ノ加特力教会批難ノ口実ニ利用セラレツツアル事実ハ、吾人加特力教徒タ

ル日本人ニトリテ誠ニ不快ニ堪エス。而シテ近來稍モセハフイラン氏一派ノ人士カ其ノ排日言論及ヒ行動ニ就テ怡モ羅馬法王庁ノ諒解ト同情トヲ得タルカ如キロ吻ヲ洩シツツアルカ如キハ、吾カ神聖ナル同宗ノ信徒トシテ實ニ其ノ卑見淺量ノ甚シキヲ憾マサルヲ得サル次第ナリ。

現ニ大正九年未、桑港クロニクル紙ニ「羅馬法王庁ハ日米開戦ヲ氣遣フ」ト題シテ掲載セル John Clayton 氏ノ羅馬特電ノ如キ、其ノ内容ハ甚タ稚愚ヲ極メタルモノニ拘ラス、米国ニ於ケル排日加特力教徒カ、近來羅馬教府ノ世界的精神勢力ヲ笠ニ着ムトスル傾向ヲ示シ来レル

所ナリ。カレ等ハ其ノ偏狭ナル見解ヲ以テ信徒ニ対シ日

常瑣細ナル信仰行事ニ至ルマテ干渉シ、偶々識者ノ弁駁ニ遇フヤ、忽チ日本ノ有力階級ノ加特力教会ニ対スル態度ヲ惡意ニ解釈スル等ノ事稀ナラス。カレ等ハ加特力教会カ日本ノ一般社会ニ認メラル事ノ未タ遲タル所以ノ奈辺ニ存スルヤヲ尋ネシテ、徒ニ曲弁ヲ弄シテ日本ニ不利ナル趣旨ヲ以テ羅馬教府ニ報告セルノ一再ニシテ止マラサル事実ハ予カ知悉スル所ナリ。

這般ノ消息ハ羅馬教府ニ於テモ充分ニ研究ノ必要アルヘク、将来日本ニ於ケル布教方法ノ改善手段トシテハ、学殖人格共ニ一流ノ宣教師ヲ派遣シ、一方ニ於テハ日本人宣教師ヲ養成シ他日日本ニ於ケル加特力教会ハ全然日本人ヲ以テ支配セシムヘキ方針ヲトラレム事ハ吾人ノ切望シテ止マサル所ナリ。

右ニ対シビオンティ大司教ハ寧ロ小職ノ懇切ナル忠告ト諒解シ深ク感謝ノ意ヲ表セリ。羅馬帰着ノ上ハ何レ布教務總裁ニ委細復命シ、其ノ考慮ヲ求ムル所アルヘシト約セリ。

五月初旬、ビオンティ大司教ハ羅馬帰着、法王ニ謁見セリ。

事ハ日本朝野ノ識者ノ感知スル所ナリ

勿論斯ノ如キ瑣事ニ依ッテ、日本カ從来羅馬教府ニ對シテ表示シ来レル信任尊敬ノ態度ハ微動タモスヘキモノニ非サレトモ、米国ニ於ケル一二野望政事家カ其ノ対内政策ノタメニヴァティカンノ神聖ヲ係争スルカ如キ事ヲ敢テシ、延イテハ日本及ヒ教府間ニ兔角ノ感触ヲ誘引シ得ルカ如キ機会ヲ仕向ケムトスルハ以テノ外ノ恨事ト云ハサルヲ得ス(別紙在桑港矢田總領事発電第^(註)四二七号及ヒ第四二八号参照)

(二)日本ニ於ケル枢要ノ教区(東京、長崎、大阪、函館)ニ於ケル伝道ハ從来、仏國ノ外国伝道会(Missions Etrangères)之レヲ担当シツツアルモ、元來同会ノ宣教師ハ仏國殖民地ニ於ケル土民教化ノ為メ派遺セラルヘキ僧侶ト全然同一程度ニ養成セラレタル者ナレハ其ノ大多数ハ教育程度甚タ高カラス隨テ其ノ見識至ツテ平凡ナルヲ免レス。同會員ニシテ稀ニ卓越セル識見、人格ノ人物ナキニ非サルモ、特種ノ文明ト歴史トヲ以テ形成セル吾カ国民性ヲ理解シ日本人ノ氣魄習性ニ感応共鳴スルカ如キ用意ト襟度トハ到底カレ等ノ一般ニ望ムヘカラサル

ル後、日本ニ闖スル其ノ感想トシテ本邦ニ至極有利ナル意見ヲ發表セルハ當時新聞紙上ニ見エタルカ如シ。次イテ六月ニ入り、同大司教ハ遂ニ法王庁ニ於ケル世界布教務總裁(Secrétaire Général de la Congrégation de la Foi)ニ抜擢セラルニ至レリ。法王庁ニ於ケル此ノ地位ハ最モ重要ナルモノニシテ、歷代總裁ハ必ス枢機員(Cardinal)ノ候補者ト見テ、ビオンティ大司教カ前法王ベネディクト十五世ノ寵ヲ受ケ斯ノ如キ破格ノ抜擢ヲ受ケタルニ就テハ一方ニ於テ吾人カ彼レノ如キ日本最肩ノ人物ヲ法王庁ノ要職ニアルヲ以テ非常ノ好都合トシテ喜ヘル所ナリ。

然ルニ、其ノ後ビオンティ大司教ヨリハ其ノ出発以前小職ヨリ申出テタル事項ニ關シテハ何等詳細ナル消息ニ接セサリシカ、先般其ノ後任トシテ來朝セルギアルディニ大司教ハ小職ヲ招致シ、ビオンティ大司教ヨリノ伝言トシテ小職ニ直談セル所ノ要領左ノ如シ

(一)ビオンティ大司教ハ羅馬教府帰着後、直チニ教府出入ノ米国新聞記者ニ對シテ教府當局ニ充分ノ警戒ヲ促シ置キタルカ、同大司教自ラ布教務總裁ニ就任後ハ右ニ就キ

相当ノ手段ニ出ツルヲ躊躇セス、現ニ Edward Mayer ト云フ記者ニ対シ教府出入ヲ謝絶シ同人ヲシテ帰国スルノ止ムヲ得サルニ至ラシメタルカ如キ事実アリ旁々今後米国人カ羅馬教府ヲ利用シテ排日運動ヲ試ムルカ如キ機会ナカラシメム為ニハ充分警戒スヘケレバ、此点ニツイテハ安心セラレタシ

(二)日本内地ニ於ケル布教方法ニ就テハ、元来日本人自身ヲシテ国内教務ヲ主宰セシムルハ羅馬教府ノ希望ナルカ故ニ、将来日本ト教府間ニ正式ノ外交関係ノ開始ヲ見ル

曉ニモナラハ兩者間ニ於テ慎重ナル審議ヲ経タル上、最善ノ方法ヲ講スヘン、ビオンディ総裁ハ自ラノ此ノ間ノ用意ノ一端ヲ表示スル一例トシテ、日本ニ於ケル教務上

最モ枢要ノ職タル法王使節秘書役ハ今後必ス日本人宣教師タルヘキ事ヲ命シタリ

(備考) 現使節ギアルディニ大司教秘書役トシテハ仙台教区宣教師早坂善奈朗師任命セラレ近日中就任ノ筈

早坂師ハ第二高等學校卒業後羅馬ニ於ケル加特力教神學校ニ留学シ、羅馬ニ於テ約十年以前司祭トシテ授戒セラレタル者ナリ

以上

尚ホ最近ギアルディニ大司教カ最近小職ニ談話セル所ニヨレハ本年三月上旬加州選出議員 Janev Phelan 外一名羅馬ニ入り新法王ニ内謁見ヲ申込ミタルモ、法王庁ニ於テハ Phelan カ此ノ機会ニ於テ新法王ニ排日意見ヲ具陳セムトスルノ意向アルヲ看取シタル為メ同人ニ対シ断然内謁見ヲ拒絶シ同人ヲシテ法王ニ談話セシムル機會ヲ与ヘサリシハ全然ビオンディ総裁ノ方寸ヨリ出タルモノ也ト云フ

(付記六)

大正十一年八月十九日情報部調書
ローマ法王庁駐劄外交團ニ関スルプロトコール資料

情報部調査

一、羅馬法王庁駐劄各国使節ノ姓名及ヒ官名、資格(省略)
二、羅馬法王庁ヨリ其ノ盟交國ニ駐劄セシメタル使節ノ当該國ニ於ケル地位及ヒ資格

羅馬法王庁ヨリ其ノ盟交國ニ駐劄セシメタル使節ノ当該国外交團ニ於ケル地位及資格ハ諸外國ヨリ當該國ニ駐劄セシメラレタル使臣ト同一ナルヲ例トスルモ加特力教ヲ國教トスル西班牙國ノ如キニ於テハ法王庁大使ハ其着任ノ何

加特力教信者タルコトヲ要望セス

昨年仏國大使任命當時ノ事情ニ就テ見ルモ仏國政府ニ於テハ当初下院議員「ノーブルメール」氏カ熱心ナル加特力教信者ナルヲ以テ先ツ同氏ヲ法王庁駐劄大使候補者トシテ詮議セシム同氏ノ候補ニ就テハ案外ニモ「ヴァティカン」ニ於テ歓迎セラレサリシ事実アリ其ノ主タル理由トスル処ハ同氏ハ恰モ敬虔ナル教徒ノ故ヲ以テ仏國內加特力教会ノ利益擁護ニ余リニ忠実ナル可ク從ツテ法王庁對仏國內加特力教会間ノ教会行政上幾多煩雜ナル経緯ヲ生セシムヘキヲ憂惧セシニ依ルモノノ如シ

以上ノ如キ法王庁ノ意向ヲ看取セル仏國政府ニ於テハ翻ツテ法王庁ノ氣受如何ヲ顧慮スルコトナク単ニ外交上仏國ノ立場ヲ最モ有利ニ代表シ得可キ人物ヲ求メ遂ニ上院議員「ジョナール」氏ヲ候補セシニ之亦案外ニモ法王庁ノ歓迎スル所トナレリ

「ジョナール」氏ハ仏國政界ニ於ケル最モ有力ナル一人ニシテ數回ニ涉リ大統領候補者トシテ推举セラレタル政治家ノ立場ヲ最モ有利ニ代表シ得可キ人物ヲ求メ遂ニ上院議員「ジョナール」氏ヲ候補セシニ之亦案外ニモ法王庁ノ歓迎スル所トナレリ

「ヴァティカン」駐劄使節ハ加特力教信者ナルヲ以テ便宜トスヘキハ論ナキモ只加特力教國ノ使節ニ於ケル場合ニ限り不文律上必ス加特力教信者タルヲ要スルノミニテ加特力教國ニ非サル國ノ使節ハ同教教徒ニ非サルモ何等差支ナク其ノ待遇ニ差別ナキハ勿論其ノ任務遂行上ニ於テモ何等不便ナキノミナラス法王庁ニ於テハ寧ロ各國使節ハ必スシモノ也

加特力教ノ態度ヲ表示シタルコト一再ニシテ止マラス彼ノ政教分離問題ノ論セラレシ当時ニ於テモ氏ハ議場ニ於テ分離主張ノ急先鋒タリシノミナラス現時ニ於テモ同氏ハ教義上ノ信仰行為ニ遠サカリツツアル人物ナルニ不拘法王庁ニ於テ氏ノ就任ヲ歓迎セル事実ハ蓋シ大イニ参考トスヘキ所ナルヘシ

五、羅馬法王庁使節ノ職權

法王庁使節ハ其ノ盟交條約並ニ國際慣例上羅馬法王（元首ニ準シテノ）ノ代表者トシテ有スル諸權利並ニ特權ノ外聖会法第二部第五章第二百六十五条以下同第二百六十九条ニ規定セラレタル職權ヲ保有ス 関係聖会法ヲ抄訳スレハ左ノ如シ

聖会法第二百六十五条

羅馬法王ハ如何ナル政府ノ干渉ヲモ受クルコトナク政治權ヲ有シ若クハ之ヲ有セサル使節ヲ世界ノ何處ニモ差遣スルコトヲ得

第二百六十六条

（Laterre）使節ト称スルハ羅馬法王自身ノ真ノ代理トシテ差遣セラルル枢機官ニシテ羅馬聖庁カ之ニ委任セシ事項遂

行ノ權ヲ有ス
第二百六十七条

A、Nonce（大使）若クハ Internonce（公使）ノ職權ヲ以テ差遣セラルル使節ハ
一、聖庁ヨリ訓令セラレタル処ニ拠リ法王庁ト常任国政府トノ友好關係ヲ進展シ

一、任国内諸教会ヲ監督シ之レカ現状ヲ羅馬法王ニ報告シ

三、尚ホ以上ノ他屢各種ノ特命ヲ承ケ之ヲ遂行スルニ在リニ駐劄スル Monseigneur Giardini ノ如シノ職權ヲ以テ差遣セラルルモノハ本条A項一及二ノ諸任務ヲ有スルノミナラス尚ホ特ニ隨時聖庁ヨリ付与セラルル諸權ヲ有ス

第二百六十八条

一、法王使節（広義ノ）ノ任務ハ法王空位中ト雖モ消滅スルモノニアラス但シ教書ニ依リ特ニ規定シタルモノハ此限リニアラス

二、法王使節ノ任務ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

イ、任務ノ期限経過シタルトキ

（Cardinal）Gasparri 此任ニ在リ尚ホ其ノ下ニ外務総務長官（Secrétaire pour les Affaires Extraordinaires）ヲ置

ク國務省長官ハ定日トシテハ毎週一回大公使ニ接見ス

八、信任状交換ノ形式

一般大公使ノモノト異ル処ナシ現ニ昨年法王庁カ仏國ト大使ヲ交換シタル際ノ如キ普通ノモノト何等異リタル形式ナカリキ

九、羅馬法王庁駐劄各国使節ハ伊国政府ヨリ全然外国使臣タル待遇ヲ受クルヤ

公式ニハ伊国政府ヨリ外国使臣タル待遇ヲ受ケサルモノ事ニ於テハ或程度迄之ヲ受クルカ如シ例へハ旅行免狀、通関無税、自用自動車ニ外交団番号使用等ハ殆ト公認セラレタル程度ニアルカ如シ

十、法王庁使節駐劄ノ諸国

一、大使（Nonce Apostolique 一等、二等アリ）
独逸、アルデュンティン及ウルグエー、奥地利、バヴァリア、白耳義、伯刺西爾、智利、コロンビア、西班牙、

仏蘭西、洪牙利、バラグヨー、ペルー、波蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、瑞西、チエッコ・スロヴアキア、ヴェネゾエラン總理大臣兼外務大臣ノ如キ職權ヲ有ス現ニ枢機官

ラ及サン・ドミニコ、ヨーロー・スラビア、以上二十ヶ国
一、「公使 (Internonce Apostolique)

ボリヴィア、コスタリカ、ニカラグア及ホンデュラス、
エクアドール、ハイチー、和蘭、リュクサンブル、サ
ン・マルティン、以上七ヶ国

三、此他単ニ教会統治ノ必要上ヨリ盟交関係ナキ国ニ差遣
シタル使節 (Délégué Apostolique) ノ駐在スルハ

豪太利、カナダ及テールネウーヴ、コンスタンチノープ
ル、キューバ及ポートリコ、エジプト及アラビア、北米
合衆国、希臘、東印度、日本、メソポタミア、クルヂス
タン及小アルメニア、メキシコ、波斯、フリッピン、
シリア、以上十四ヶ所

以上各種ノ使節ハ全部大司教 (Archevêque) ニシテ教職
者トシテハ最高ノ地位ヲ有ス

十一、羅馬法王駐劄各国使節ノ個人ニ關スル参考 (省略)

大正十一年八月十九日

(牧野嘱託調)

松岡・ジャルジニー会談 (松岡談)

(付記七)

松岡・ジャルジニー会談 (松岡談)

絶スルニ何等ノ理由ヲ認メス使節接受ニ関シテハ旧教徒中
適當ノ人物アラハ之カ選任ハ日本ノ立場トシテ望マシキコ
トナルヘキモ法王庁トシテハ強ヒテ旧教徒ナルコトヲ必要
トセス法王庁カスノ如ク日本使節ノ信仰如何ヲ問ハサルハ
全ク法王庁ノ旧教普遍政策ノ見地ニ於テモ何等顧慮スルニ
足ラサルモノナレハナリ然レトモ只法王庁ノ希望トシテハ
館員中ニ必ス一両名ノ旧教徒ヲ加ヘラルニ於テハ同教ノ
細密煩瑣ナル儀礼ノ實行上双方ニトリテ頗ル便利ト思惟ス
ルモノナリトノ電報ノ趣旨ヲ語リタリ

反対論者ハ羅馬法王庁ト外交關係ヲ開始スルハ我立國ノ精
神ト合致セサル異宗ノ侵入ヲ促進スルモノニシテ一方共產
主義「ボルシェヴィズム」ノ如キ外来思想ヲ危險視シツツ他
方斯ル關係ノ創設ヲ企ツルカ如キハ矛盾ト言ハサルヘカラ
スト論スレトモ之実情ヲ解セサルノ言ニシテ法王庁ハ全世界中最モ正当權力尊重殊ニ君主主義ノ鮮明ナル公組織ナリ
彼ノ前々法王「ピオ」十世カ當時世論ノ要求シタル仏國ト
ノ國交再開ヲ断然拒絶シタル理由ハ仏國信徒カ信仰思想ニ
於テモ一種ノ君主權ヲ認メサルハ仏國政體ノ余弊ナリトシ
進ンテ共和政體ソノ者ニモ君主權ヲ認メントシタルカ為ナ

リ前法王以来右思想ハ平和主義標榜ノ陰ニ潜ミタリト雖モ
尚依然トシテ其ノ根本ヲ流ルル思想タルニ變化ナシ右ノ事
実ハ又我東宮殿下「ヴァチカン」御訪問ノ節隨員一同ノ感
銘ヲ深ウセルニ依リテ知ルヲ得ヘク尚其ノ数、其ノ率ニ於
テ旧教徒ノ勢力最モ強大ナル仏國カ常ニ過激派トノ提携ヲ
率先拒絶シ來リタルコト「ゼノア」海牙両會議ノ経過ニ微
シテ明カナルヲ見レハ思又半ニ過クルモノアラン
法王庁ニ於テハ特ニ米國ノ旧教徒ノ勢力ヲ重ンシ最近ニハ
彼ノ「ビオンディ」ヲ華盛頓ニ駐在セシメタル程ニシテ万
一我国トノ外交使節交換ノ企ニシテ暗愚蒙昧ナル仏教僧侶
ノ如キモノノ反対ノ為ニ實現不可能トナルニ至ラハ米国民
タル旧教徒ハ固ヨリ更デダニ機会アル毎ニ我国民ヲ排斥シ
ツツアル米國民ハ挙ツテ今回ノ法王庁ノ對日本企図ヲ以テ
輕舉ニシテ相手ノ開明程度ヲ知ラサリシ失策ナリト呼フニ
至リ引イテ我国ノ折角苦心中ノ排日緩和策モ一朝ニシテ瓦
解シ去ルニ至ラン斯ノ如キ形勢ノ馴致カ我国政治上ノ画策
ニ源ヲ發センカ又忍フニ足ルヘシト雖モ彼ノ國際政局ニ蒙
昧無智ナル仏教僧侶ノ浅慮極マル行動ニ依ルニ於テハ其責
ハ果シテ何人之ヲ負フヘキ覺悟アリヤ

(付記八)

大正十一年十二月十日国民新聞記事

全世界に亘り三億の信徒を有す一大王国ローマン・カトリックの本山たる伊太利ローマのヴァチカン法王庁は世界国際関係上に於る隱然たる一大勢力でローマ法王は伊太利帝國の中には別に何れもこのヴァチカン王国に特別に使臣を送つて居る訳なので各国共に伊太利帝国に対する大公使等使臣の外に別に何れもこのヴァチカン王国に特別に使臣を送つてローマ法王との外交を結んで居るのである日本でも公庁へ使節を送る必要があり既に講和会議後に於て計画せられ毎年予算にも組んだのであつたがいつも査定され乍ら成立しなかつたのであつたが関東長官になつた伊集院大使や外務省内でも広田弘毅松岡新一郎氏等が熱心に尽力したため漸く明年度の予算に計上された乃で右予算が通過すれば明年の四月から同地へ新しく日本の公使館が開かれる訳で外務省では其の特命全権公使となる人を内々物色中であるが其の手腕に於て嘗て総領事で情報部第二課長であつて現今満鉄の理事をして居る松岡洋右氏を最適任者と目し同氏に白羽の矢を立てて目下内々交渉中である既に日本に羅馬法王

羅馬法王庁トノ修好関係ニ就テ

大正十二年一月十日松岡囑託提出

(一) 羅馬法王庁ト盟交関係締結ノ結果ハ我カ国内ニ於ケル
加特力教徒ニ対スル法王庁ノ支配權ヲ承認スルモノナ
リヤ

カトリック教徒ニ対スル法王庁ノ支配權ニ就テ近頃一部ノ
論者ハ兎ヤ角ト論議ヲ試ミテ居ルヤウテアルカ元來法王庁
ノ教徒ニ対スル支配權ト云フコトニ就テ之レ等ノ論者ハ如
何ニ解釈シテ居ルカ甚タ紛ハシイノテアル。若シ之レヲ教
義上ノ支配權トシテ見ルナラハ、苟クモ信教ノ自由アル國
家ニ於テハ之レラ承認シナイ訳ニハ行カヌ。一宗教ニ対シ
テ其ノ信仰行為上ノ指導及ヒ指揮ノ權能ヲ否定スルニ於テ
ハ啻ニ加特力教ノミナラス各派ノ基督新教ハ勿論、仏教ニ
至ッテモ其ノ信仰行為ヲ絶対ニ否定禁止スルヨリ外ナキ事
ハ勿論テアル。若シ之レヲ政治上ノ支配權ト云フ意味ニ解
釈シテ居ルトセハ、之レ明カニ國際的事情ニ通セサル所ヨ
リ生シタ大ナル誤解テアル。今日如何ナル國家ト雖モ法王
庁ノ盟交國トシテ其ノ國法ニ抵触スル程度ニ於テ、其ノ國
内ノ加特力教徒ニ対スル法王庁ノ支配權ヲ認容シテ居ル國

序から使節としてマリウス・チャルディニ大司教が派遣され同特使館設置に關する予算も計上されてゐる。右に就て築地明石町の天主公教会の牧師早川久之助氏は語る『日本の皇室と法王庁との間には古くから親善關係はあつたが愈よ今度お互に使節を交換して永久不變の友情の下に提携を見る事となると云ふのは誠に喜ばしい此の話は昨年度にも外務省予算の中に現はれたが其時は立消えとなつて了つた今年度も外務省予算の中に現はれて居ると云ふから通過さえ見れば急速に実現を見る事と思ふ法王庁の使節館新設に就ては未だ正式の交渉はないが外務省の意向としては芝三田の済生会裏手の外務省所有地を永久無償にて提供して下さると云ふ話を聞いて居る勿論法王庁として使節交換が実現さへすれば早速予算を作つて宏壯な使節館を建築する事とならう。松岡洋右氏の事は未だ聞いては居らぬが何しろ法王庁は全世界人口の五分の一、三億と云ふ信徒を有し三十ヶ国と既に使命を交換して居るが此の点を日本政府も認められたことは喜ばしい』

(付記九)

大正十二年一月十日欧米局二課調書

ハナイ。而耳ナラス法王庁カラシテモ之レヲ求メタ例ハナ
イノテアル。

現在法王庁ト盟交関係ヲ結シテキル二十七ヶ国ノ中テ、國家トシテノ加特力教國ハ僅カニ西班牙ト巴威里ノ二ヶ国アル而耳テアル。君主トシテハ白耳義皇帝カ加特力教徒テアルカ白耳義國家トシテ更ニ加特力教國テナイコトハ言フマテモナイ。

茲ニ一昨年法王庁ト盟交関係ヲ再開シタ仏蘭西ノ例ヲ考ヘテ見タナラハ蓋シ思ヒ半ハニ過キルモノカアル。人モ知ル如ク仏蘭西ハ一九〇四年ノ政教分離ト同時ニ法王庁トノ盟交ヲ断絶シテ以来ハ、国内教会ニ対シテハ何等ノ好意ヲ表ササル而已カ寧ロ峻厳ニ過クル態度ニ出テツツアルノテアル。今日ニ於テモ國家トシテハ全ク反加特力ノ方針ヲ執ツテキルノテアル。

然ルニ翻ツテ一昨年法王庁ト盟交関係再開ヲ主張シ且ソ実現シタモノハ當時ノ總理大臣ブリアン氏テアルカ、此ノブリアン氏コソハ政教分離當時ニ於ケル分離法主張ノ急先鋒テアツタ事ヲ考ヘテ見レハ而シテブリアン氏自身ハ加特力教信奉者テナイ所カ、彼レハフランソムン結社ノ重鎮テアル

事ヲ知ッテ見タナラバ、仏蘭西カ法王庁ト盟交関係ヲ再開シタニ就テハ決シテ単ニ国内又ハ新領土内ニ於ケル加特力教徒統治上ノ便宜ニノミ迫ラレテノ所以テハナク、寧ロ其ノ真原因トスル所ハ他ニ存スル外交上ノ当面ノ必要、則チ法王庁ト不断ノ連絡ヲ必要トスル見地カラ出発シテキル事テアリ、且ソ其ノ間ニ何等信仰的関係カナイ事ハ明カニ了得テキル次第テアル。

其ノ他ノ例ヲ見レハ英國テアル。英國ハ其ノ元首及ヒ国民ノ大多数ノ信仰上寧ロ基督新教國ト見ルヘキ國柄テアルカ、由來基督教ト新教トノ教義上ノ扞格及ヒ歴史上ノ反目ト云フモノハ常ニ著シイ信仰的暗闘ヲ釀成シ統ケテキルノテアル。此ノ点ヨリ言ヘハ非基督國タル日本ハ法王庁ニ対スル立場トシテ寧ロヨリ容易ナルモノカアルノテアル。然ルニ英國ハ法王庁ノ盟交國トシテ優秀ナル地位ヲ保チ居ル而耳ナラス、カノ歐州大戰中其ノ対法王庁ノ外交的活動ニヨツテ外交上偉大ナル功績ヲ挙ケタ事實ハ何人モ之レヲ認メテキルノテアル。

法王庁トノ修好條約ハ盟交國ノ風俗習慣及ヒ其ノ元首ノ宗教ノ如何ヲ參酌シテ以テ盟交當該國ニ対シ適當スヘキコン

ヲ一種ノ元首的威格ヲ有スルモノト見做シテ之レト修好関係ヲ結フト云フ事ニ反対ノ意見ヲ懷クモノハアルマイ。

(二) 法王庁側トシテハ何故ニ本邦ト修好關係ヲ結フヤ

羅馬法王庁ニ於テハ前法王ベネディクト十五世以来高唱シテキル其ノ外交上ノ一大根本政策ナルモノカアル。之レヲ一言ニシテ謂ヘハ「ヴアティカ」ニ於テハ其ノ國際的精神力。ヲ以テシテ世界平和ノ確保ノタメ全努力ヲ試ミムトスル一大方針ヲ立テタノテアル。斯クノ如キハ天帝ノ真意ニ基ク所ノヴァティカノ最大使命ナリトシテ、法王庁ハ自ラ謂ユル其ノ「宗旨觀念」ヲ「犠牲」ニシ、其ノ信仰堅守的旧態ヲ脱却スルニ躊躇セスシテ以テ此ノ間ノ目的ニ達及スヘク全カヲ尽シテ其ノ歩武ヲ進メツアルノテアル。全世界ノ加特力教徒カ、ヴァティカノ如キ近代的使命ヲ自覺シ誠実ヲ尽シテ努力ヲ試ミムトスルハ實ニ全世界ニ対シテ此ノ一大精神王国ノ貴重ナル存在ノ理由ヲ雄弁ニ教示スルニ外ナラヌモノトシテ、謂ユル法王庁ノ一大外交方針ナルモノヲ一齊ニ声援シツツアル所以ノモノテアル。

斯ノ如ク法王庁カ自己ノ精神的勢力ヲ世界ニ提供シテ、其ノ平和幸福ノタメニ自ラ進ンテ驅使セラレムトスルノ態度

コルダヲ締結スルノテアル。スルカ故ニ法王庁トノ盟交関係ハ國際公法上ノ解釈ニ基ク純正ナル國交關係ヲ意味スルモノテナイ。法王庁ノ盟交國內ニ於ケル加特力教徒ヲル法王庁ノ政治的支配權ヲ妄想スル人々ハ、加特力教徒ヲ見テ一種ノヴァティカノ國民ト做シテキル誤解ニ迷ハサレテ居ルノテアル。見ヨ、世界二十七ヶ国、何国モヴァティカノ純正國家トシテ取扱フテ居ルモノナキニ非スヤ、即

チ法王庁カ加特力教徒ニ対スル支配權ト云フ言葉ハ全然教徒ノ信仰行為ニ對スル指導權ヲ謂フノテアルカ故ニ凡ソ信教ノ自由ヲ認メテキル國家テアル以上、之レヲ事新シク恐ルルノ必要ハ毫末モ之レナキ而耳ナラス寧ロ進ンテ法王庁ト連絡ヲ密接ニスル方カ國家トシテ日本ニ於ケル加特力教會行政ヲ支配スルヲ容易ナラシムルモノト思フ。純正國家ヲ組織シテキナイ所ノヴァティカノ主長羅馬法王ト各國元首カ盟交關係ヲ結フト云フ事ハ、謂ユル旧式國際法学者ノ徒ニ法理的、學究的見地以上ニ着眼シ得ナイカ併シ今日國際的趨勢ノ実消息ヲ洞察シ體驗シツツアルモノハ々カラ言ヘハ甚タ不可思議變則ナル事實ニハ相違ナイカ併シ何人ト雖モ羅馬法王ノ世界ニ於ケル精神的勢力ヲ信シ法王

ニ出ツル方針ハ實ニ現法王前四代ノレオ十三世ノ治代ノ法王庁總理ラムボーラニヨツテ頑強ニ主張セラレ當時既ニ其ノ政策ノ片鱗ヲ示シ歐洲外交界ニ非常ナル感興ヲ与ヘテ居タノテアルカ、惜シイ哉一九〇三年レオ十三世ノ崩去後、當時カノ独逸ノ傀儡トナツテキタ所ノ、頑迷一徹ナルカルディナル、サルトカ法位ニ即キピオ十世ノ聖名ヲ以テ君臨スルニ至ッテ、ラムボーラハ其ノ多年ノ主張政策ト共ニ運命ヲ同ウシテ法王庁ヲ去リ、ヴァティカノ再ヒ信仰祭事ノ以外ニモ自己ノ使命ノ方途アルヲ忘レルニ至ツタノテアル。然ルニ一九一四年ピオ十世没シ去り、茲ニ稀代ノ外交家ベネディクト十五世ノ代トナリ、世ハカノ歐洲大戰ノ慘禍ヲ見ルニ至ツテ、始メテ偉人ラムボーラノ遺業ハ此ノ名法王ニヨツテ再ヒ花咲キ、而シテ遂ニ世界改造ノ産声ヲ挙ケタル、カノヴェルサイユ會議ニ於ケル國際連盟ノ精神ト相併立シテ結実スルニ至ツタ云フノカ簡単ナル筋道ナノテアル。

カノ歐洲戰争ノ大慘禍ニ當面シテハ、法王タルモノ、苟モ世界ニ三億五千万ノ精靈ヲ教導シツツアルト云フ自尊心ト責任觀トニ迫ラレテハ流石ニ苦痛憂鬱ニ堪エナイモノカア

シタト見ヘル。ソノ切実ナル苦悶ノ致ス所カ即チ法王庁カ敢然トシテ從来ノ頑迷ナル純信仰的立場ヲ超越シテ、ヴァティカンハ單ナル一個ノ思想團体トシテ世界ニ臨ミ、各國ニ親シク意志ヲ疏通スルノ途ヲ求メ、自己ノ表情ヲ訴フルノ便宜ヲ具体的ニ得ナケレハナラスト云フ意見カ生レ、而シテソノ意見ヲ實行シ來リツツアルノテアル。之レ即チ前法王及ヒ現法王カピオ十世ノ外交方針ヲ一拠シテ、茲ニ近代的ニ有意義ナル政策ヲ立テ、世界各国ノ感興ヲ刺戟シツツアル所以テアル。而シテ多年ノ懸案タリシ仏國トノ修好關係ヲ躊躇ナク再開スルニ至ッタ所以モ亦要スルニ這般ノ消息裡ニ存スルノテアル。

羅馬法王庁トシテハ何故ニ本邦トノ修好關係開設ニ応スルヤト言ハハ第一、日米両國ノ調和、第二、極東伝道方法ノ革新、第三、法王庁ノ國際的地位ノ向上、以上ノ三点力其ノ主タル動機テアルコトハ疑ヒモナイ。

(第一) 由來米国ニ於ケル排日運動ノ主唱者ハ朝野ノ人士共ニ殆ント加特力教徒テアルト謂フテ差支ナイ。就中ソノ數一万余ト称セラルル愛蘭系米人ハ米国社會ニテ最モ組織アル分子ニシテ米国ノ政界ニ於テハ其ノ數カ示ス以上ノ

勢力ヲ有ジテ居ル。而シテ彼等カ悉ク極端ナル排日思想ヲ懷イテキル加特力教徒テアルコトハ明白ナル事實テアル。而シテ之レ等排日米人カ茲數年以來ト云フモノ手ヲ替ヘ品ヲ替ヘテ法王庁ニ対シテ日本ニ取ツテ最モ不利ナル宣伝ヲ試ミテ居タコトモ掩フヘカラサル事實テアル。

然ルニ法王庁ニ於テハ幸ニモ一昨々年其ノ特派使節ヲ本邦ニ派遣シテ具サニ日本ノ国情ヲ觀察研究セシメタル結果、法王庁ノ日本ニ対スル批判ハ非常ニ良好ニナツテ來タ而耳ナラス米国ニ於ケル排日思想ノ如キハ其ノ根義ニ於テ決シテ加特力教旨ノ認容シ難キモノアルヲ認メタノテアル。カ様ナ次第テ法王庁ニ於テハ結局、自己ノ教義的立場ヲ以テシテ所謂日米問題ニ対シテハ必スヤ両國民ノ道義心ヲ満足セシムヘキ或ル良好ナル解決ヲ提示シ得ヘキヲ自信スルニ至ッタ。之レト同時ニ法王庁ハ此ノ際日本カ進ンテヴアティカノ平和主義ニ共鳴スルノ態度ヲ具体的ニデモンストレシテ欲シト云フ希望ヲ暗ニ懷イテキルノハ事實テアル。

日米關係ニ就テ法王庁ノ痛心ノホトハ、第一ニ米国ニ於ケル加特力教徒ノ思想行動ニ対スルヴァティカノ道義的責

任ノ觀念ニ迫ラレタルモノニ外ナラナイカ併シ其ノ他方面ニ於テハ慥カニヴァティカンカ日本ニ対スル好意ト同情ヲモ読マネハナラナイノテアル。

ソノ最近ノ實例ヲ言フト、法王庁ニ於テハ、既ニ吾カ国ニ於テ一九二三年度ヨリ法王庁ト修好關係開設ニ要スル予算案確定セルヲ聞クヤ、前日本駐劄使節ニシテ當時布教省總裁タリシビオンデイ大司教ヲ華盛頓駐劄使節トシテ昨年十二月任命セラレ、同使節ハ今年一月中ニ赴任スルコトニナシテキル。ビオンディ大司教カ熱心ナル親日運動者テアルコトハ吾カ外務當局ニ於テモ詳細ニ知悉シテキル次第テアルカ、事ヤ小ナルカ如キモ、同大司教ノ華盛頓駐在任命ノ如キ法王庁トシテハ日米間ノ關係ニ対スル其ノ抱負ヲ實現スル第一步トシテ実ニ誠実アル措置ニ出テタルモノテアルト思フ。之レヲ日本側ヨリ見テハ法王庁トノ連絡ノ第一歩ニ於テ既ニ有力ナル一味方ヲ得タル事ハ決シテ些細ナル収獲テハナイト思フ。

(第二) 極東ニ於ケル加特力教会ノ中枢地點ヲ日本ニ置キ、極東ニ於ケル伝道事業ノ安全ヲ日本ノ勢力ノ下ニ託シタイト云フ切ナル希望カ法王庁ニアルノテアル。斯ノ如キ

希望ハ最近ノ極東ニ於ケル形勢ニヨツテ益々具体化シテ來タノテアル。即チ第一ハ支那ニ於ケル加特力教徒ノ保護權ヲ有スル仏國トハ円滿ナル諒解ヲ遂ケ近ク法王庁使節ヲ北京ニ駐劄セシメテ、以テ教徒保護權ハ当ノヴァティカンニ返還サルルコトニ運ヒタル事、第二ハ法王庁ニ於テハ近キ将来ニ於テ西比利亜伝道事業ニ着手スヘキ必要ヲ認メタル事業ニヨツテ、法王庁カ日本ノ精神的掩護ヲ背景ニ有シ度キ希望力益々濃厚ニナツテ來タノテアル。

(第三) 萄クモ世界ニ於ケル謂ユル五大ピュイッサンスノナル日本ト修好關係ヲ結フト云フ事ハ言フマテモナク、ヴァティカノノ國際上ノ精神的地位ヲ高ムル所以テアル。之レヲ要スルニ法王庁ト修好關係ヲ結フハ遂ニ日本自ラヲシテ徒ニ法王庁ヲ中心トスル國際的紛擾ノ裡ニ投セシムル所以テアルト云フ一部ノ論者ノ意見ノ如キハ寧ロヴァティカン側ヨリシテ其ノ立場ニ就テ言フヘキ事テアルト思ハレ。如何トナレハ異教國日本ト修好關係ヲ結ヒ其ノ勢力下ニ自教ノ發展ノ運命ヲ或ル程度マテ左右セシメムトスルハ、必スヤ他日法王庁ヨリシテ日本ニ対シ或ル種ノ好意ヲ予想セサルヲ得ナル事ニ想到セハ、蓋シヴァティカノノ日

本ニ対スル信用ト同情トハ決シテ浅キモノテハナイカラテ
アル

(付記十)

一月十三日 堀内書記官稿

使節交換問題ニ対スル本邦仏教徒其ノ他ノ反対運動ニ鑑ミ関
係官庁トノ打合

羅馬法王庁トノ使節交換問題ニ対シ本邦仏教徒其他ノ間ニ
反対運動起リツツアルニ顧ミ兎モ角本問題ニ対スル関係官
庁ノ了解ヲ求メ置ク事ヲ必要ト認メ一月十二日午前先ツ松
岡嘱託ハ文部省ニ武部宗教局長及山田神社局長ヲ訪問シ本
件使節交換案ノ理由、羅馬法王庁使節ノ性質ニ付キ一応説
明ヲ与ヘ置キタルカ同日午後更ニ堀内書記官ハ宗教局長ヲ
往訪シ菊地参事官モ同席ノ上本件ハ全然宗教上ノ関係ヲ離
レ専ラ外交上ノ見地殊ニ情報蒐集並排日運動対策ノ必要上
ヨリ企テラレタルモノナルコトヲ説明シ仏教徒其他ノ反対
運動ニ付テノ見込並其ノ対策ニ付テノ意見ヲ尋ネタリ之ニ
対シ同局長ハ左ノ趣旨ノ意見ヲ述ヘタリ

(1) 今日迄本問題ニ付テハ宗教団体ヨリ文部省ニ対シテ陳情
其他ノ意見ヲ申出テ來リタルコトナキコト

シ又宗教法案発布促進ノ運動モアリ今後本問題ヲ斯ル運
動ニ利用スル恐アルニヨリ充分ノ警戒ヲ要スルコト

堀内書記官ハ尚今後必要ノ場合ニハ本件ニ付キ相当ノ助言
ヲ得タキ旨ヲ依頼シ置ケリ

更ニ一月十三日午後堀内書記官ハ山田神社局長ヲ訪問シテ
宗教局長ニ対スル同様ノ説明ヲ為シタリ之ニ対シ同局長
ハ「本日神職連合会幹事來訪ノ際神職間ニ本問題ニ対スル
論議ノ有無ヲ尋ネタル処昨夜或会合ニ於テ多少ノ意見モ出
テタルカ未タ經リタルモノモナシト述ヘタルニ依リ同局長
ヨリ本件計画ニ付テ説明ヲ与ヘテ猥リニ運動力マシキ態度
ニ出テサル様注意シ置ケリ尚皇典考究所理事ヲ招致シテ同
様注意ヲ与ヘ置ク苦ナリ」ト語レリ

(神職連合会及皇典考究所ハ神官ノ全国的団体ナリ) 尚同
局長ハ神官ハ總テ内務省ノ監督下ニアルヲ以テ本問題ニ對
シ余リ騒キ立ツル懸念ハナキノミナラス神官ニシテ沈黙ヲ
守ル限りハ一般神道仲間ノ運動ハ有力トナルコトナカルヘ
シト思ハルト述ヘタリ

次ニ堀内書記官ハ後藤警保局長ヲ訪問シテ本問題ノ説明ヲ
与ヘタルニ同局長ハ過日来ノ地方長官ヨリノ報道ニ顧ミ本
件使節交換問題ニ付スル本邦仏教徒其ノ他ノ反対運動ニ鑑ミ関
係官庁トノ打合

(2) 本問題カ宗教問題ニ転化スル場合ニハ之カ処理上極メテ
困難トナルカ故ニ宗教ニハ全然関係ナキ外交上ノ問題ニ
過キサルコトヲ関係者ニ説明シ議会ニ於テモ其ノ趣旨ヲ
以テ答弁スルコト然ルヘント思考シ居ルコト

(3) 本件反対運動ノ対策トシテ宗教団体ノ代表者ヲ招集シテ
懇談ヲ遂クルコトハ各宗派ヲ網羅スルコト困難ニシテ稍

モスレハ問題ヲ徒ニ紛糾セシムル恐アルノミナラス從來
ノ経験上彼等ノ了解ニモ余リ信ヲ置キ難キコトニ顧ミ甚
タ不得策ト思ハルコト

(4) 羅馬法王庁使節ハ布教上ニ直接ノ関係ナキコトヲ明ニス
ル必要アリ而シテ若シ布教ニ関係アレハ制度トシテモ考
慮ヲ要スヘキコト

(5) 神教ハ未タ運動ヲ開始セサレトモ只金光教ノ管長佐藤範
雄カ反対ノ意見ヲ發表セルコト(神教ニ現在十三派アリ
金光教ハ其中有力ナルモノノナリ)

(6) 仏教及神教ニハ管長制度アリテ各宗派ニ於テ選任セシ者
ニ政府ニテ許可ヲ与ヘ宮中ノ待遇ニ於テ勅任官ノ例ニ依
ラシムルコトナリ居レリ基督教ニハ新旧ヲ問ハス管長

ナルモノナシ仏教徒ハ予テ管長ノ地位ヲ高ムル運動ヲ為
ナル

(付記十一)

一月十五日 堀内書記官稿

ローマ法王庁ト使節交換問題ニツキ大谷光瑞師トノ会談要領
一月十一日広田情報部次長及重光書記官カ他用ヲ以テ大谷
光瑞氏ト会談ノ際同氏ハ羅馬法王庁トノ使節交換問題ニ談
及シ反対ノ意向ヲ洩シタル趣ナリシヲ以テ本問題ニ付テ更
ニ詳細ノ説明ヲ与フル為ニ一月十四日午後二時堀内書記官
ハ帝国ホテルニ同氏ヲ訪問シ先ツ本件計画カ全然宗教上ノ
関係ナク専ラ外交上ノ見地ヨリ情報蒐集並排日運動ノ対策
トンテ考察セラレタルモノナルコトヲ詳細内話シ尚羅馬法

王庁ト諸国トノ間ノ外交関係ノ現状ヲモ詳細説明シタル処
同氏ハ事情ハ充分ヨク了解シタルコトヲ答フルト同時ニ本
件ニ対シテハ同氏ハ遺憾ナカラ反対ヲ表スルノ他ナキコト
並去ル十一日広田次長等ト会談後直ニ西本願寺法主尊由師
ニ本件ノ性質ヲ説明シ本願寺ノ立場トシテハ飽ク迄モ反対
スヘキ旨ヲ申送リシコトヲ述ヘタリ

尚同氏ハ腹蔵ナク云ヘハ本計画ハ外務省側ノ失策ニテ事苟
モ宗教問題ニ関連スル場合ニハ国内民心ヲ充分顧慮スルノ
必要アルヘク少クトモ宗教界ノ有力者ニハ予メ相当ノ了解
ヲ遂ケ置ク必要アリシコト思ハル仏教ノ管長等ニモ何等
ノ打合ナカリシコトハ幾分彼等ノ反感ヲ買ヒタル嫌アルヤ
ニ想像セラル

自分等ノ本問題ニ反対スル理由ハ斯ノ如キ制度ヲ不必要ト
考フルニ由ル外務省ノ目的トセラル處ヲ達スル為ニハ公
ノ使節交換ニ依ラストモ或ル大公使館ノ館員ヲ増シテ事實
上羅馬法王庁ニ派遣シ置カルルノミニテモ充分ト思ハル固
ヨリ羅馬法王庁ト使節交換ノ結果日本ニ於ケル旧教徒ノ數
ヲ激増スルコトナカルヘキハ何人モ了解スルトコロナレト
モ斯ノ如キ微力ナル少數ノ旧教徒ヲ有スル日本カ羅馬法王

余ハ固ヨリ單ナル一個人トシテ意見ヲ述フルニ止マレトモ
尊由師ハ多數ノ信徒ヲ指導スル立場ニアリテ本問題ニハ飽
ク迄反対シテ外相ノ引責乃至ハ内閣總辭職ニ至ルマテ反対
運動ヲ為スノ決心ヲ有スル次第ニシテ衆議院方面ニ於テモ
政府反対党カ本問題ヲ利用セントスルコト勿論ナルカ政友
会トテモ其ノ幹部中ニハ野田、横田、望月ノ如キ仏教信者
若ハ佛教同情者多ク若シ仏教徒ノ全国的反対トナリタル場
合ニハ選舉地盤ノ關係等ヨリ政友会ニ於テ多數仏教徒ノ反
感ヲ買ヒテ迄本案ノ成立ヲ支持スルコトナカルヘシト思ハ
ル余トシテハ本問題ハ或ハ一種ノ国乱ヲ誘致スルコトナキ
カト恐レツツアル次第ナリ

本案カ成立スルト否トヲ問ハス今日既ニ国民中ニ斯ノ如キ
事

反対運動ヲ誘起セシ事實ガ外国ニ伝ハルコト丈ニテモ對外
關係上甚タ不利益ナル影響ヲ与フルコトモナルナリ何レ
ニシテモ甚タ不幸ナル出来事ナリト憂慮シ居ル旨ヲ述ヘタ
リ尚同氏ハ本月十八日頃尊由師上京ノ予定ナルニ付キ若シ
外務大臣ニ於テ会談セラル御希望アラハ同師ノ反対ノ態
度ヲ翻スコトハ勿論不能ナルヘキモ反対ノ意氣込モ判明シ
且本問題ニ對スル政府ノ所見モ一層徹底スヘク必スシモ徒
労ニ非ルヘキ旨ヲ付言セリ

(付記十二)

一月十六日 堀内書記官稿

使節交換問題ニ關スル東方通信社水野梅曉ト鶴見總持寺栗木

総務及ビ杉本尚書トノ会談要旨

一月十八日東京ニ於テ仏教連合会ノ總会ヲ開キ羅馬法王庁
使節問題ニ對スル同会ノ態度ヲ決定スル予定トナリ居ルニ
付右ニ先チ仏教界ニ於ケル二大勢力タル東西兩本願寺及曹
洞宗ノ内部ニ相當ノ了解ヲ付ケ置ク事必要ト認メラル處
本派（西本願寺派）ノ管長大谷尊由伯ハ本月十九日上京ノ
筈トナリ居ルニ付外務省側ヨリ同氏ト連絡ヲ取ル機會アル
モ曹洞宗トハ未タ何等ノ連絡ナキニ依リ一月十六日東方通

信社ノ水野梅曉氏カ鶴見總持寺ニ曹洞宗總務栗木智堂及尚
署杉本道山（同宗宗務ノ經理及内務主任）ヲ訪問シテ自分
ハ偶然大谷光瑞氏ト外務省側トノ本問題ニ付テノ会談ノ筋
リ尚同氏ハ本題十八日頃尊由師上京ノ予定ナルニ付キ若シ
外務大臣ニ於テ会談セラル御希望アラハ同師ノ反対ノ態
度ヲ翻スコトハ勿論不能ナルヘキモ反対ノ意氣込モ判明シ
且本問題ニ付テ態度ヲ決定スル前ニ充分問題ノ性質ヲ確
スル必要アリト思考シ何等御参考迄ニ自分ノ承知シ居ル所
ヲ内話致シタキ次第ナリト前置シテ大体本問題ニ對シテ外
務省ノ目的トスル所ヲ説明シ斯ノ如キ重大問題ニ對シテハ
先ツ各宗ヨリ代表者ヲ選ンテ自發的ニ宗教行政ノ當局タル
文部省ヲ訪ネテ同省ノ意見ヲ質シ更ニ外務當局ニ對シテモ
各宗側ヨリ進ンテ会見ヲ申出テ政府ノ所見ヲ充分聞キ質シ
タル上ニテ慎重ニ態度ヲ決スルコト必要ナリト思考ストノ
旨ヲ説キ兔モ角十八日ノ總会前曹洞宗側ノ意見ヲ纏メ置カ
ルルコト必要ナルヘント話シ置ケリ之ニ對シテ曹洞宗側ニ
テハ一応宗務委員協議ノ上更ニ水野氏ト会見シテ其ノ説明
ヲ得タキ旨ヲ希望シ居タル趣ナリ尚水野氏ハ他ノ一方ニ於
テ仏教界唯一ノ日刊新聞タル中外新報東京支局長ト会見シ
テ之ト連絡ヲ取り更ニ仏教青年会ノ有力者中同氏知合ノ向

ト接触ヲ試ムル筈ナリ

(付記十三)

一月十六日 欧米局ニ課調書

使節交換問題ニ対スル国内賛否両説ノ概況

(一) 反対説

(1) 仏教連合会（各宗ヲ網羅セル保守派ノ団体ナリ東西本願寺及曹洞宗ハ事実参加シ居ラス）

同会少壯派下間空教等主唱者トナリ客月末以来反対運動ヲ開始シ宣言書（別紙写ノ通り）ヲ全国關係者ニ配布シ仏教新聞タル中外日報ニモ同趣旨ノ論文其他ノ記事ヲ掲載シタルモ同会本部役員中ノ老僧連ハ余り熱心ナラズト言フ右運動ハ管長制度ノ現状ニ対スル不満アルコト其ノ一動機ナルカ如シ同会ハ尚本月十二日東京中央仏教会館ニ於テ各宗幹部ヲ会合シ同趣旨ノ決議ヲ為セリ

(2) 西本願寺前法主大谷光瑞師

同師意見詳細ハ別紙参照

(3) 新聞紙ニ現ハレタル社説及寄稿

(イ) 東京朝日 十二月十二日以後三回ニ亘リ小野法科大学助教授寄稿論説専ラ旧教世界統一ノ危険ヲ

(付記十四)

(ロ) 時事新報 十二月二十三日社説
(ハ) 万朝報 一月十六日社説
神道諸派ノ意向ニ関シテハ贊否何レトモ未ダ判明シ居ラザルモ金光教管長佐藤範雄ハ反対ノ意向ヲ発表セル趣ナリ

(付記十五)

一月十九日 堀内書記官稿

使節駐派問題ニ關スル文部省武部宗教局長ト仏教連合会弘津

曹洞宗全權委員トノ会談要領

一月十八日午後堀内書記官再ヒ武部宗教局長ヲ訪問シ羅馬法王庁ニ使節駐派問題説明書ヲ参考トシテ手交スルト同時ニ仏教連合会幹部ト外務当局トノ会見方ニ付意見ヲ求メタル処同局長ハ仏教連合会側ヨリ自ラ代表者ヲ選定シテ会見ヲ申出ツル事トナラハ最モ好都合ナルヘク幸ヒ同連合会有力者ノ一人タル弘津説三（曹洞宗全權委員）ヨリ同局長ニ会見ヲ申出テ居ル関係モアルニ付同日局長自ラ同人ヲ訪問シテ本件ニツキ懇談ヲ試ムヘキコトヲ約セリ

十九日早朝宗教局長ヨリ堀内書記官ニ左ノ趣旨ノ電話アリ

タリ

同局長ハ昨日弘津往訪ノ際羅馬法王庁使節問題ハ外交上

説ケリ

(ロ) 東京朝日 十二月二十六日社説

小野氏論文ト略ボ同趣旨

(ハ) 東京日々 一月四日社説

日本ハ歐州諸国ト事情ヲ異ニスト立論ス

(二) 賛成説

(1) 仏教文化協会

横田千之助氏ヲ首脳トシ仏教ノ世界的活動ヲ理想トスル進取派ノ團体ナリ其ノ機關紙仏教新聞編纂主任遠島哲男ノ言ニ依レバ近々同協会ニ於テハ仏教連合会ノ意見ニ絶対反対ノ趣旨ノ宣伝書ヲ全國ニ配布シ且仏教新聞及都下新聞紙上ニ其意見ヲ公表スル筈ナリ

右ハ仏教徒トシテ本件使節交換ニ反対スルガ如キハ自ラ仏教ノ微力ナルヲ白狀スル所以ナリ宜シク大度量ヲ示シ國民トシテ政府ノ施設ニ賛成スヘシトノ議論ヲ眼目トスルガ如シ

(2) 新聞紙上ノ社説及寄稿

(イ) 東京朝日 十二月末吉野博士寄稿

小野氏ノ意見ニ対スル駁論

一、使節交換問題ハ過去三十年ノ沿革ヲ有シ自分ノ記憶ニテハ羅馬法王庁ヨリ二回日本ニ使節ヲ派遣セルコト

一〇 ローマ法王庁ト外交関係設定問題 三九三

四八〇

アリ第一回目ハ日露戦争中満州ニ於ケル旧教徒並ニ旧

教ノ寺院ナトカ日本軍ヨリ厚意アル保護ヲ受ケタルコ

トヲ謝スル為メニ派遣セラレタリ其際羅馬法王庁側テ

ハ使節交換ノ希望ヲ表明シタル趣ナルモ當時ノ桂内閣

ハ之ニ関シテ同意ヲ与ヘサリシノミナラス之ニ公ノ待

遇ヲ与フルコトヲ避ケ大倉喜八郎ヲシテ招待宴ヲ開カ

シメ接伴役トシテモ本野盛享、徳富猪一郎、箕浦勝人

ノ三名ヲ以テシ且ツ陪賓トシテ當時ノ曹洞宗高僧森田

梧由ヲ列席セシメタルヤニ記憶ス如斯從来政府ハ羅馬

法王庁トノ外交關係ヲ控ヘタルニ不拘今日突然開始ノ

決定ヲナシタルハ何ノ理由ニ基クヤ了解ニ苦ム所ナリ

二、旧教カ各国ニ於テ政治上種々ノ陰謀ヲ廻ランタルハ

歴史ノ証スル所ニシテ我國ニテモ島原ノ乱以来旧教徒

ノ弊害ハ充分経験シ居ル次第ナリ

今回羅馬法王庁ト外交關係ヲ開始スルハ再ヒ危険ヲ招

クモノニ非スヤト憂慮セラル

三、羅馬法王庁使節ハ各国ニ於テ常ニ外交團ノ首席ヲ占

ムルモノト聞ク我國ニ於テモ斯ノ如キ慣例行ハルレハ

種々ノ弊害ヲ生スヘシ

右宗教局長ノ電話ノ次第ハ之ヲ上局ニ伝ヘ大臣ノ都合ヲ尋

ネタル末二十日午後四時大臣官邸ニ於テ大臣自ラ連合会代

表者ト会見ヲ承諾セラル旨電話ヲ以テ宗教局長ニ回答シ

置ケリ

三九三 一月十六日 閲議

法王庁トノ使節交換ニ關スル件

付記 一月十六日閲議資料

法王庁使節ニ關スル閲議ノ件

大正十二年一月十六日

本日午後ノ閲議ニ於テ内田外務大臣ハ法王庁トノ使節交換

ノ問題ニ關スル民間反対運動ニ付報告ヲ為シ閣僚ノ意見ヲ

求メタル處内務文部兩大臣トモ今後右ノ反対運動ガ如何ニ

開展スルヤ見込ミ立タズトノコトニテ結局今更本案ヲ撤回

スルガ如キハ到底不可能ナルニ付各方面ニ對シ相当ノ諒解

ヲ求メ本案ノ通過ニ努力スルト同時ニ万一封勢惡化シ或ハ

内閣ノ運命ヲ賭シテ迄モ争ハサヘカラサルガ如キ事態トナ

ル時ハ之ヲ固執セサルコトニ決定セリ尚内務大臣ノ意見ニ
テハ各宗派ノ代表者ヲ集メ懇談ヲ遂クルコトハ必スシモ不
可能ニ非ストノコトナリシニ付外務大臣ハ其ノ事ニ關シテ
ハ何レ内務文部兩省ニ對シ當省ヨリ更ニ協議シ度キ心算ニ
付關係局課長ニハ大臣ヨリ協力方申付ケヲカルルヤウ右両
大臣ニ依頼シ其ノ諒解ヲ遂ゲ置カレタリ

(付記)

一月十六日閲議資料

ローマ法王庁ト外交關係創設ノ理由

(一) 法王庁ノ世界的地位

羅馬法王ハ全世界ニ亘リ約三億五千万ノ信徒ヲ有スル大宗
教ノ首長トシテ精神界ニ於テノミナラス政治外交界ニ於テ
モ亦偉大ナル勢力ヲ有ス、右ハ單ニ中世紀時代ノ遺物ニ止
マラス、現ニ一九一四年一月ニハ同庁ト外交使節ヲ交換シ
タル國家カ十四国ナリシニ一九二二年一月ニハ三十五国ニ
増加シ又同庁ヨリ一方的ニ宗務使節ヲ受理セル國家カ十六
国ヨリ十八国ニ増加シタルニ徵スルモ其ノ世界的地位カ歐
州大戰後著シク向上セルヲ知ルニ足ル、(世界列國中全然

ト述ヘ居タルモ武部局長ハ之ニ対シ何等批評ヲ加フルコ
トナク単ニ之ヲ聽キ流シ置キタル趣ナリ

トナク単ニ之ヲ聽キ流シ置キタル趣ナリ

(註)(1)羅馬ニハ我大使館アルヲ以テ右ノ如キ情報交換ヲ行

ヒ得ヘシト考フルモノアルモ、在伊外交団ト法王庁

若ハ同庁外交団トノ間ニハ公私何レノ方面ニ於テモ

何等ノ接触無キヲ以テ在伊大使館ヲシテ右ノ如キ職務ヲ行ハシムルコトハ絶対ニ不可能ナリ

(2)戦争開始後二年半乃至三年ヲ経テ独塊側稍優勢ナリシ當時連合側ニ対シ法王庁ヲ經テ講和提議ヲ為シタルコトアリ、斯ル場合ニ我使節駐在セハ其消息ヲ捕

フル上ニ多大ノ便宜アリシコトナラント思ハル

(3)一九一八年八九月ノ交、在羅馬「シンフェーン」党

カ日秘密条約ノ風説ヲ流布シ日英離間ヲ計画シタル際伊国政府ハ帝国政府ノ希望ニ応シ極力右陰謀ノ

杜絶ニ尽力シタルモ俄ニ其ノ効ヲ奏セサリシ処法王

庁ハ我方ノ極メテ非公式ノ依頼ニ基キ僅ニ三日以内ニ之ヲ絶滅シ且關係文書一切ヲ交付シ来レルノ実例アリ、斯ノ如キモ彼我公式關係設定ノ有利ナルヲ証

スルニ足ル一事例ナリトス

(4)客年四月末、「ゼノア」會議當時法王庁ト勞農政府

トノ間ニ布教条約成立ノ報道アリ同庁ハ対露外交関

(ハ)支那及朝鮮ニ於ケル事情

(1)南洋諸島統治上ノ關係

支鮮方面ニ於ケル排日運動ハ往々新教宣教師ノ煽動ニ出ツルコトアリ之ニ対シ親日的加特力教宣教師ヲ對峙セシメ就中将来日本人宣教師ヲ同方面ニ任命セシムルコト有利ナリ之レ亦使節交換ニ依リ实行ヲ容易ナラシムヘキ所ナリ(支那ニハ約二百六十万、朝鮮ニハ約十万ノ旧教徒アリ)

(註)(1)法王庁ハ最近本邦ニ対シ特ニ好意ヲ有シ、過般、撰政宮殿下御渡欧ノ際同庁御訪問ノコトアリタルニ対

ン客年答礼使ヲ派遣シ越シタルカ就中其ノ人道上ノ見地ニ基キ日米關係ニ改善ニ意ヲ用フル所アリ、親日の政策ノ中心人物タル「ビオンディ」僧正ヲ在米使節ニ任命ノ計画アルコトモ其証左ノナリ

(2)現ニ客年五月中加州選出米国上院議員「フィラン」外一名カ新法王ニ排日思想ヲ吹聴センカ為メ内謁見ヲ求メタル際ニモ「ビオンディ」僧正ノ取計ニ依リ許可ヲ差控ヘタルコトアリ(同僧正ハ大正八年本邦

ニ宗務使節トシテ渡米シ勲二等瑞宝章ヲ受ケ一昨年殿下御訪問ノ際勲一等ニ陞叙セラレタリ)特別ノ事情

係設定ノ報道ハ虚構ナリト公表シタルモ「レニン」

政府ノ対旧教態度ハ帝政時代ヨリモ遙カニ好意的ナ

ルヲ以テ兩者間ニ更ニ密接ナル關係ヲ設定セントノ運動アルヘキハ予想ニ難カラス此際速ニ同庁ト接触

ヲ保チ露國ノ対東洋政策ニ関スル情報ヲ得ルカ如キ

モ極メテ有利ナル事柄ナリトス

(三)排日運動ノ緩和

(イ)積極的方針

米国、加奈陀及濠州ニ於ケル排日運動カ加特力教徒ノ煽動ニ負フ所多キハ否ムヘカラサル事實ナルヲ以テ法王庁側ニ対シ排日運動ノ人道上不都合ナル所以ヲ力説シ同庁ヲシテ同運動ヲ緩和セシムルニ努ムルコト有益ナリ

(ロ)消極的方針

排日的加特力教徒ハ其地方ノ經濟的及人種的理由ニ基ク排日運動ニ付テ法王庁側ノ諒解ヲ求メンカ為ニ宗教的及政治的理由ヲモ捏造シ排日思想ヲ同庁ニ吹込マントスル傾向アルヲ以テ我使節ヲシテ斯ル計画ヲ破壊セシムルコトモ必要ナリ

スルノ受動的態度ニテ本件ヲ處理スル方我ヨリ求メテ之ヲ決スルニ比シ将来ノ交渉上ニモ有利ナル地位ニ立チ得ルノ便宜アリトス

(4) 本案不成立ノ場合ノ影響

法王庁使節派遣費計上ノ事実ハ在京外國通信社ヨリ本国新聞ニ電報シ諸外國各方面ノ注意ヲ惹起シ居ル際本件費用ヲ議会ニ於テ否決スル時ハ「経費節減ノ理由」ヲ殊ニ高調シ「宗教關係ノ理由」ニ依ルモノニ非サルコトヲ宣明セサル限り諸外國殊ニ排日的色彩アル各地方ノ対日感情ヲ益悪化スルノ恐アルコトニ充分留意スルヲ要ス

第二、消極的理由

(1) 使節交換ニ依リ法王庁ヲ國際法上ノ主体トシテ公認スルハ國際法違反ナリトノ反対説

國際法上ノ主体ヲ領土人民ヲ有スル國家ニ限ルトスル純理論上ノ問題ニ付テハ多少ノ議論ノ余地アルモ現在ニ於ケル國際關係ノ實際ニ付キテ見レハ法王庁ハ三十數箇國ト現ニ外交關係ヲ維持シ居リ帝國政府カ使節ヲ派遣スルト否トニ關係ナク外交關係ニ於テ特殊ノ地位ヲ有スル獨立團体タルコト疑ナシ

シ從来ヨリモ一層有力ナル權力ヲ行使スルニ到ルト考フルモノアルモ使節交換ノ結果我国内法上ニ於ケル旧教徒ノ地位ニ何等ノ影響ナキヲ以テ旧教カ特ニ勢力ヲ得ルニ到ルコトナシ
(3) 法王庁使節ハ治外法權ヲ有スルカ故ニ之ヲ首長トスル宗教團体ヲ我国内ニ認ムルコトトナリ現行ノ我宗教制度殊ニ管長制度ヲ躊躇スルモノナリトノ説

法王使節ハ政治外交事務遂行ノタメニミ特權ヲ有シ苟モ宗教事務ニ関与セントセハ全然外交官特權ヲ離レ我国内法上他ノ宗教團体ノ首長ト等シク主務管轄ノ監督ニ服スヘキモノナル処現行國際慣例ニ依レハ一切ノ紛争ヲ避

クル為外交官特權ヲ有スル使節ハ外交事務以外ニ亘リテ布教其他ノ宗務ニ関与スルコトハ絶対ニ之ヲ避ク可キモノトセラル故ニ宗務ハ一切從前通り在京ノ大司教之ヲ掌リ本邦ニ於ケル加特力教会ハ依然トシテ宗教局ノ監督ノ下ニ立ツモノナリ、例へハ使節ハ身僧籍ニ在ルカ故ニ教会ニ於テ祈禱ヲ為スコトヲ得ルモ説教ソノ他苟モ教儀ノ宣伝ニ渡ル事項ニハ関与スルコトヲ得ス
四法王使節ハ治外法權ヲ有スルカ故ニ旧教徒カ布教上暴行

使節派遣ハ既定ノ事実ヲ基礎トシテ行ハレ居ルモノニシテ之ニ依リテ新ニ右ノ事実ヲ設定スルモノニ非サルコトハ例へハ土耳其カ我國ト未タ使節ヲ交換セサルモ両国相互ニ其独立國家トシテ存在セルノ事実ハ之ヲ争フノ余地ナク将来使節ヲ交換スルコトナルモ新ニ其独立ヲ承認スルモノニアラサルカ如シ

(2) 旧教ハ教義トシテ教会至上主義ヲ認メ之ニ依リ世界ヲ統一セントスル理想ヲ有スルカ故ニ之ト接觸スルハ危險ナリトスル説
(1) 教会至上主義ハ單ニ宗教上ノ理想ニシテ斯ノ如キ理想ハ如何ナル宗教ト雖モ之ヲ有シ仏教モ回教モ新教モ皆同シ又現在ニ於テハ羅馬法王庁ハ各國々家制度ヲ無視シテ政治上ニモ宗教上ニモ世界統一ヲ夢想スルコトナシ
(2) 法王庁トノ外交上ノ接觸ニヨリ其主義ノ伝播ヲ恐ルルハ宛モ民主共和主義ノ諸國ト外交上ノ接觸ヲ保ツノ結果我立憲君主政体ニ危険ヲ及ホスマノトナスト等シク全ク無意味ノ説ナリト云フヘシ
(3) 法王庁ハ之ニ依リテ我帝国内ニ於ケル加特力教徒ニ対

ヲ働き使節官舎ニ逃込ミタル時ハ之ヲ逮捕シ得サルノ結果彼等ハ他教ニ比シテ不当ナル優越地歩ヲ有スルニ至ルヘシトナスノ説

政治犯ニ非ル斯ル犯行ニ對シテ日本帝國ノ主權カ完全ニ及ヒ得ルコトハ何等疑ナキ所ナレハ加特力教徒カ特別ノ優越地歩ヲ有スルニ至ルヘシトナスハ当ラス

三九四 一月十七日 内田外務大臣ヨリ
在仏國松田臨時代理大使宛(電報)
仏國ニ於ケルローマ法王庁使節ノ權限・特權ニツキ調査回電方訓令ノ件

第一七号

十二年度本省予算ニ法王庁使節派遣費ヲ計上シアリ其ノ実施ニ当リ本邦ニ於ケル法王庁使節ノ待遇振リヲ決定スル為必要ナルニ付責任國ニ於テハ同府使節ニ對シ普通ノ外交官同様ナル權限及特權ヲ容認シ居ルヤ又布教事務ニ干与シ若クハ宗教儀式ニ參加スルコトヲ許シ居ルヤ否ヤ至急取調べ回電アリ度シ
尚又貴任國カ「コンコルダ」ヲ締結シ居ル場合ニハ其要點ヲ電報シ詳細郵報アリタン

一〇 ローマ法王庁ト外交関係設定問題 三九五 三九六

四八六

独、白、墺、西、蘭大公使ヘ本大臣訓令トシテ転電アリ度シ

三九五 一月十八日 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

仏國ニ於ケルローマ法王庁使節ノ待遇振リニ

関スル當国外務省ノ回答報告ノ件

第五五号 (一月十九日接受)

貴電第一七号ニ関シ

仏国外務省儀式局ノ回答左之通

- 一、仏國ニ於テハ法王庁使節ニ対シ大使ト同様ノ権限及特権ヲ与フ(現ニ使節ハ在仏外交團主席ナリ)
- 二、仏國ニ於テハ政教分離ノ原則行ハレ居ルガ為法王庁使節ハ表向ハ布教事務ニ從事スルコトナキモ宗教儀式ヲ司会シ又ハ之ニ參加スルコトヲ許容シ居レリ
- 三、「コンコルダ」ハ現存セズ
- 獨、白、墺、蘭、西ヘ暗送セリ

三九六 一月十九日 在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ベルギー國ニ於ケルローマ法王庁使節ノ待遇

振り報告ノ件

第一三号

(一月二十日接受)

在仏代理大使宛貴電第一七号ニ関シ

白国外務省及ビ在当地法王庁使節ニ就キ尋不タル結果ヲ總合スレバ左ノ通

一、在白國法王庁使節ノ権限及ビ特権ハ普通外交官ト全然同様ナリ

二、布教事務ニ從事シ宗教儀式ニ參加スル権利ハ之ヲ有スルモ事機微ニ亘ルヲ以テ事實上ハ白國加特力側ノ希望及ビ依頼等無キ限り成ル可ク之ヲ避ケ居レリ

三、千八百一年仏國ト法王トノ間ニ締結セラレタル「コンコルダ」規定条項ハ事實上猶効力ヲ有ス(勿論法理上ハ白國ガ仏ノ治下ヲ離レタル時ニ消滅セルモノナリ)
尚 Nonce 若クハ Internonce ノ外交團順位ハ日本ガ維納會議ニ關係無ク且非基督教國ナル關係上法王庁トノ特別協定ニテ如何様ニモ定メ得ラルル性質ノモノナルベシ尙前記「コンコルダ」条項ハ疾ク御承知ノ事ナルベキニ付報告セズ

在欧各大使ヘ転電セリ

三九七 一月十九日 在オーストリア國本多公使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)
法王庁使節ニ對スルオーストリア國待遇振リ
ニ関シ報告ノ件

第七号 (一月二十日接受)

在仏大使宛貴電第一七号ニ關シ

法王庁ハ戰後モ引続キ當國ニ対シ「ノンス」ヲ派遣シ居リ「ノンス」ハ當國駐劄唯一ノ大使トシテ外交團ノ首席タル地位ニアリ無論他外交官同様ノ取扱及特権ヲ享有シ居ルモノト思考セルモ御下問諸点ト共ニ見書記官ヲシテ外務省官房長ニ會見質問セシメタル處先方ニ於テモ之ヲ確認セリ

猶ニ見ヨリ當国外務省ト法王庁使節間ノ交渉事務ハ如何ナル性質ノモノナリヤト推問シタルニ後段記載ノ如ク「ノンス」ハ當國ニ於テハ直接宗教事務ニ關与セズ從テ両者ノ交渉、往復ハ單ニ墺國政府ト「ヴァチカン」ノ間ニ於ケル儀礼上ノ事項ニ限ラレ居ル姿ナリト謂ヘリ其他御下問ノ二点ニ關シ官房長ノ答話左ノ如シ

(一) 境國法令中ニハ法王庁使節ガ布教事務ニ關係シ若クハ宗

教儀式執行ニ參加スルコトヲ禁止セル明文ナキモ事實問

スハ當國ニ於テハ直接宗教事務ニ從テ両者ノ交

渉、往復ハ單ニ墺國政府ト「ヴァチカン」ノ間ニ於ケル儀

礼上ノ事項ニ限ラレ居ル姿ナリト謂ヘリ其他御下問ノ二点ニ關シ官房長ノ答話左ノ如シ

三九八 一月二十二日 在米國佐分利臨時代理大使宛(電報)

米國・ローマ法王庁間ニ外交使節交換ナ干理

由ニツキ米當局ニ確認方訓令ノ件

第二八号 至急

米国内ニハ多數ノ旧教徒アルニ拘ラズ今日迄羅馬法王庁ト

ノ間ニ外交使節交換ノコト無キハ如何ナル理由ニ基クヤ又

現今米国政府部内ニ於テ右交換ニ関シ何等カノ内議ナキヤ
将来ニ対スル其意向等至急御確メノ上電報アリ度シ

三九九 一月二十二日 内田外務大臣ヨリ 在英國德川臨時代理大使宛（電報）

英國ガローマ法王庁ニ一方的ニ使節ヲ派遣シ

オル理由ニツキ取調方訓令ノ件

第一五号 至急

英國政府ハ一九一四年以來羅馬法王庁ニ対シ一方的ニ使節ヲ派遣シ居ルニ拘ハラズ同席ヨリ今日迄倫敦ニ外交使節ヲ駐劄セシメ居ラサルハ何レノ側ニ如何ナル理由アル為メナリヤ尚又法王庁ヨリ使節派遣方ニ関シテハ現在兩者間ニ交渉継続中ナリト聞キ及ビ居ル処果シテ如何ナル程度迄進ミ居ルヤ大至急御取調ノ上詳細電報アリ度シ

四〇〇 一月二十四日 外務省公表

ローマ法王庁ヘノ外交使節派遣ニ関スル外務

当局談

一二・一・二四

第二二二号

羅馬法王庁ヘ外交使節派遣ニ就テ
外務当局談

政府ハ大正十二年度外務省所管ノ予算中ニ「羅馬法王庁ニ外交代表者駐派ニ關スル経費」トシテ十一万四千余円ヲ計上シテ居ルカ其内三万五千円ハ公使館創設ノ為メニ要スル臨時費テアッテ将来經常費トシテハ一年九万六千円位テア

ル此公使派遣ト言フコトハ全然外交上ノ見地カラ企テラレタモノテアッテ毫モ宗教上ノ考慮ニ基ク次第テハナイカ此点ニ付テ世間ニ誤解ヲ抱ク者ノアルノハ甚々遺憾テアル

第一、帝國ノ國際的地位ハ大戰後益々向上シテ其外交關係ハ極メテ廣汎複雜トナツテ來タカラ外交機關ヲ配置スルニ當ツテモ眼界ヲ広クシテ常ニ全世界ノ形勢ニ注意スルコトカ必要テアル殊ニ近年帝國ノ政策力往々外国カラ誤解セラレ世界ノ各方面ニ於テ排日運動力行ハレタコトモ

コトカ必要テアル殊ニ近年帝國ノ政策力往々外國カラ誤解セラレ世界ノ各方面ニ於テ排日運動力行ハレタコトモアルカラ政府トシテハ有ユル機會ヲ捉ヘ有ラユル方法ヲ以テ日本ノ真意ヲ各国民ニ諒解セシメ誤解謬想ヲ解イテ

我外交政策ノ遂行ヲ容易ナラシメルコトニ努メナラヌ大戰後宗教ノ勢力ハ再ヒ各国ニ依テ認メラ例ヘハ羅馬法王庁ニ外交使節ヲ派遣シテ居ル國ノ數モ戰前ニハシテ他國ノ使節ト同様ノ待遇ヲ受ケ其答礼トシテハ當時瑞西駐在ノ三浦公使カ法王庁ニ差遣セラレタ最近ニハ一昨年摂政宮殿下御渡欧ノ際殿下ハ伊国皇帝御訪問ノ後親シク羅馬法王ヲ御訪問アラセラレタノテ法王庁カラハ昨年答礼使トシテ「デヤルヂー」氏カ来朝シタコトハ世人ノ知ル通リテアル故ニ帝國政府カ法王庁ニ公使ヲ派遣スルコトニナツテモ何モ法王庁ヲ國家ト認メルトカ認メヌトカ言フヤウナ問題ハ起ラヌノテアル尚羅馬法王庁トノ使節交換ハ國際法違反テアルト言フヤウナ意見ヲ発表シタモノモアルカ之ハ國際法ナル本質ニ付テノ誤解ニ基クモノト思ハル

四箇国ニアツタノカ戰後ノ今日テハ二十七箇国ニ増加シテ居ルカ日本政府テモ斯ノ如ク列国外交機関ノ集中セル重要ナ場所ニハ外交官ヲ派遣シテ常ニ密接ナ接觸ヲ保チ世界各国ニ亘リ三億数千万ノ信徒ヲ有スル此勢力ヲ通シテ日本ノ平和的精神ヲ各国民ノ間ニ充分了解セシメルコトハ極メテ必要テアル、又日本ハ今日世界ノ大国トシテ平生カラ各方面ノ形勢ニ付テ機敏ニ情報ヲ蒐集シテ置ク必要カアルカラ羅馬法王庁ノヤウナ各国外交官ノ集合地ト外交上ノ接觸ヲ保ツコトハ甚ダ大切ナコトテアル

第二、帝國ハ羅馬法王庁ニ公使ヲ派遣スルコトニ依リ始メテ法王庁ノ國際上ノ地位ヲ認メルモノテアルカノヤウニ考ヘル者モアルカソレハ甚シイ誤解テアル羅馬法王ハ今日世界各国カラ一国ノ元首ニ準スヘキモノト認メラレ諸國ハ之ト外交官ヲ交換シ一種ノ約定ヲ締結シテ居ルノテアルカラ帝國政府モ夙ニ其國際的地位ヲ認メテ來トテモ外交使節ノ接受派遣ヲ行ッタノテアル遠クハ明治十八年羅馬法王「レオ」十三世ハ明治維新以來我邦ノ旧教宣教師及教徒ニ対スル我皇室ノ一視同仁ノ御保護ニ付謝意表明ノ為特派使節「オスーフ」大司教ヲ我國ニ差遣シテ親

一〇 ローマ法王庁ト外交関係設定問題 四〇〇

四九〇

第三、今日羅馬法王庁ニ外交官ヲ派遣シテ居ル国ハ「カトリック」國カ又ハ特殊ノ歴史的關係ヲ有スル國ニ限ルカ
ラ全ク国情ヲ異ニシタ日本ハ是等ノ例ニ倣フ必要アルマ
イト言フ反対論モ聞クカ之モ事実ヲ了解セヌ議論テアル
今日國教トシテ「カトリック」教ヲ採用シテ居ル国ハ西班牙ト「バビア」ノ二國ノミテアッテ仏、独、奥地、白葡、伯、智等ノ諸國ハ新旧両教相交ハリ英國ノ如キハ特別ノ國教ヲ有シ又露西亞ハモト希臘正教ノ國テアルケレドモ是等ノ諸國ハ何レモ皆羅馬法王庁ニ外交官ヲ派遣シテ居ル日本ハ勿論信教自由ノ國テアルカラ外交上ノ必要ヨリ法王庁ニ使節ヲ駐在セシムルニ何ノ差支モナイ訳テアル

第四、前ニ述ヘタ通り使節派遣問題ハ全然外交上ノ見地力ラ計画サレタモノテアツテ我宗教行政ノ上ニハ何等変更ヲ來スモノテハナイ使節派遣ノ結果我国ニ於ケル「カトリック」教徒ニ特別ノ保護ヲ与ヘルトカ其布教上ニ便宜ヲ供スルトカ云フヤウナコトハナイ殊ニ法王庁ノ使節カ日本ニ駐在スルコトナツテモ之ハ外交官トシテ接受スル訳テアルカラ他ノ大公使ト同様ノ権限ヤ特權ハ認メラ

レルカ自ラ日本国内ノ布教ニ從事スルコトハ許サレヌノテアル布教ノコトハ別ニ宣教師カ居テ之ニ当ルノテアルテ彼等ハ從前通り我文部當局ノ監督ニ服スルコトハ勿論題ハ起ラヌ尚日本カラ法王庁ヘ派遣セラルヘキ外交官ハ信仰ノ如何ヲ問フ必要ハナイノテアル

第五、「カトリック」教ハ教会至上主義ノ宗旨テアルカラ我が國体ト相容レナイ從テ羅馬法王庁ト外交使節ヲ交換スルコトハ我國民ノ宗教思想ヲ動搖サスコトナル又右ノ結果日本ノ信徒ハ法王庁ノ課税ニ服シ其他日本ハ政治上法王庁ノ干渉ヲ受ケルコトナルカラ危険テアルト言フヤウナ議論モ見エルカ是亦誤ツタ意見テアル今日帝國憲法ハ明カニ信教ノ自由ヲ認メテ居リ「カトリック」教モ我國法上現ニ布教ヲ許サレテ居ル又法王庁ト使節ヲ交換シタカラトテ法王庁ノ主權カ日本國內ニ行ハルルコトヲ認メルモノテナイカラ課稅トカ内政干涉トカ言フヤウナコトハ今日断シテアリ得ヘキコトデナイ

四〇一 一月二十四日（着） 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）

米国ガ法王庁ニ使節ヲ派遣セザル理由ニツキ

回報ノ件

第四三号（至急）

貴電第二八号ニ關シ國務省係官ニ就キ取訊シタル處一八四年ヨリ一八六七年迄ハ使節ヲ派遣シ置キタルモ法王庁カ「ステート」トシテノ存在ヲ失ヒタル後ハ該使節ヲ廢止シタリ要スルニ米国トシテハ國家ニ非サルモノニ対シ外交使節ヲ派遣スルノ理由ヲ認メス從テ将来モ使節ヲ派遣スルカ如キコト無カルヘシトノコトナリ

年五月十三日ノ伊太利保障条例）又ハ慣例ニ基ケル外交使節派遣權並接受權ヲ有シ從テ Nuntius ハ大使ト同格ノ地位ニ在リ外交官トシテノ完全ナル權利特權ヲ享有ス旧教國ニ於テハ大抵外交団ノ首席タリ

(1) Nuntius ハ外交官的性質ヲ有スル以外其ノ駐劄國ノ「カトリック」教会ノ監督權ヲ有ス然レトモ實際布教ニ從事スト謂フカ如キコトハ耶蘇教國ニ於テハ先無之所ナリ又右監督權モ其ノ國ノ教会監督厅 episkopat ヲ通シテ行ハルヘキモノナルコト勿論ナリ

(2) Nuntius ハ監督官厅タル地位ニ依リ宗教上ノ儀式祭典ノ際及「カトリック」教会使用ノ際等ニ於テ一定ノ榮譽特權ヲ有ス

(3) 独國ト法王庁トノ間ニ未タ「コンコルダ」ノ締結無シ之カ締結ニ付交渉中ナレトモ急ニ成立スヘキ見込無シ

四〇二 一月二十四日 在獨國日置大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）

法王庁使節ノ待遇振りニ關シ獨国外務省回答

ノ件

第一八号 （一月二十六日接受）

在仏代理大使宛貴電第一七号ニ關シ

当国外務省ヨリノ回答左ノ通

(1) 法王庁ハ主權國ト同様國際法上認メラレ條約（一八七一

一〇 ローマ法王庁ト外交関係設定問題 四〇一 四〇二 四〇三

(一月三十一日接受)

「ローマ」法王庁へ外交官派遣

外務当局談

在仏代理大使宛貴電合第五号ニ閲シ

二十六日夜配布セラレタル「ステファニ」通信中ニ日本全
国ノ仏教徒ガ予算中ニ掲ゲラレタル羅馬法王庁付日本代表
者ノ公館創立費ニ対シ猛烈ナル異議ヲ申立テタリ右ニ対シ
外務省ハ創立セントスル公使館ハ純然タル外交的ノ性質ヲ
有スベク日本ノ世界的地位ハ最重要ナル外交中心点タル法
王庁ト恒久的接触ヲ必要トル旨文書ヲ以テ声明セリトノ
東京発「ルーター」電報トシテ倫敦來電ヲ記載シ居レルモ
当地新聞ハ單ニ翌二十七日ノ *Giornale d'Italia* ガ余リ目
立タザル形式ニテ仏教ト法王庁ト言フ見出シノ下ニ右ノ電
報ヲ其儘掲載シタル以外何レモ之ヲ掲載シタルモノナク況
ヤ之ニ閑シテ論説ヲ掲ゲタルモノナシ要スルニ本件ニ閲シ
テハ目下ノ処当國ニ何等ノ反響ナシ

四〇四 二月一日 外務省公表

ローマ法王庁ニ本邦外交官派遣ニ閲スル外務

当局談

大正十二年二月一日決定

三億数千万ノ信徒ヲ有シ且二十七ノ多数ノ國カ外交官ヲ駐
在セシメテ居ル「ローマ」法王庁ト外交上ノ接触ヲ有スル
コトカ情報ノ蒐集上如何ニ大切テアルカトイフコトモ多言
ヲ要シナイテアラウ

第二 「ローマ」法王庁ト外交代表者ヲ交換スルコトハ決
シテ我カ國体ニ反シ又ハ我カ國民思想ヲ攪乱スルモノテナ
イ、或ハ「カトリック」教ハソノ教会至上主義ヲ奉スルカ
ラ我カ國体ト相容レナイトノ説ヲ唱フルモノモアルカ同教
ノ教理ハ決シテ國家ヲ無視スル事ナク信徒ニ対シ政治上國
權ニ対スル服従ヲ教ヘテ居ル「カトリック」教カモシ我國
体ニ反スルヤウナモノダストスレハ我國法上絶対ニ之ヲ禁止
スヘキテアラウカ同教ハ今日現ニ適法ノ宗教ト認メラレテ
居ルテハナイカ我憲法カ信教自由ヲ原則トシテ居ル以上ハ
法王庁トノ外交使節交換カ何故ニ我國體ニ反スルカ了解ニ
苦ム所テアル

第三 「ローマ」法王庁トノ外交代表者交換ノ結果本邦ノ
他ノ宗教カ圧迫ヲ受ケルヤウナコトハ想像シ得ナイ日本ニ
派遣セラルヘキ法王庁ノ使節ハ固ヨリ外交官テアルカラ國
際慣例上我國ニ於ケル布教ニ從事スルコトハ許サレナイ

「カトリック」教カ我國ニ於テ伝道上特別ノ便宜又ハ権能
ヲ与ヘラレルトイフコトハ断シテナインテアル我國ノ仏教
ハ法王庁トノ外交関係開始ノ為ニ教勢上影響ヲ受ケル程無
力ナモノトハ到底信スルコトカ出来ナイ

四〇五 二月三日 在伊国藤井臨時代理大使ヨリ

内田外務大臣宛(電報)

英國ニ法王庁使節駐在セザル理由ニ閲スル法

王庁宣伝部員及ビ英國大使館參事官ノ談話回

報ノ件

第三二号 (二月四日接受)

在英代理大使宛貴電第一五号ニ閲シ

今三日直ニ予テ當館ニ情報ヲ供給シ居ル法王庁ノ宣伝部員
ニ質ネタル處本件ニ閲スル故障ハ法王庁側ニアラスシテ常
ニ英國側ニアリ英國政府ハ之ヲ希望シ居ルモ英國ノ新教徒
殊ニ旧派ニ属スル「プロテスタンント」ハ宗教上ノ見地ヨリ
英國ト法王庁トノ使節交換ニ常ニ猛烈ニ反対シ現ニ一九一
四年戰争勃発ト共ニ英國政府カ羅馬ニ其公使館ヲ創設セん
トセル際モ將又戰爭終局ノ際モ共ニ彼等ハ英國政府ニ対シ
テ激シク抗議セルカ英國政府ハ両回共ニ政治上必要欠ク可

カラサルモノトシテ右ノ抗議ヲ却ケタリ而シテ最初二代ノ英國公使ハ加特力教徒ナリシモ最近新ニ任命セラレタル三

代目ノ公使ハ新教徒ナリ之前記旧派新教徒ノ抗議ニ鑑ミタル措置ナルヘク事情右ノ如クナル處法王庁側ニ於テハ倫敦ニ Nuncio ヲ置クコトニ少シモ差支無ク英國側ニサヘ故

障ナクハ何時ニテモ之ヲ設置スヘシ即チ本件ニ関シテ法王

府ハ常ニ極メテ寛容ナル態度ヲ持セリ現ニ一九一四年ニ英

国政府ヨリ当地ニ公使館創立ノ申入レアリタル際モ別ニ

Reciprocity ヲ主張スルコト無クシテ欣然之ヲ受諾セリ尚本件ニ関スル彼我交渉ノ目下ノ程度ハ自分ニ於テ承知セス之ヲ知ルコト容易ナラサルヘキモ何トカ之ニ尽力スヘク其結果ハ一両日中ニ報告スヘントノコトナリ

次ニ当地英國大使館參事官ニ夫トナク本件ヲ質ネタル處同シク倫敦ニ Nuncio ノ無キコトニ関スル故障ハ英國側ニ

アルコトヲ語リ英國ノ新教徒ハ當地ニ法王庁付公使館ヲ置クコトニ対シテサヘモ常ニ反対シ居ルコトヲ承知セルモ

Off hand ニ詳細ヲ回答シ得サルニ付何レ法王庁付ノ自國ノ新任公使ニ質ネタル上右ニ関スル事情及交渉ノ目下ノ程度等ニ付何分ノ儀可成ク速ニ回答スヘント約シタリ

第三四号
(二月七日接受)

往電第三三号及同第三三号ニ関シ

六日更ニ当地英國大使館參事官ヨリ内聞スル處ニ依レバ倫敦ニ法王庁外交使節派遣ノ義ニ関シテハ何等ノ交渉行ハレ

居ラズ又英國ニ於ケル新教徒ノ劇烈ナル反対ニ鑑ミ英國側ニテハ當地ニ駐劄スル自國公使ヲ特ニ「スペシャル・ミッショーン」ト称シ居レリ但本人ノ資格ハ特命全権公使ニテ実

際上ノ取扱振ハ全然一般公使ニ対スルト異ラザル趣ナリ因ニ新任公使 Russel ハ昨五日法王ニ信任状ヲ捧呈セリトノコトナリ

在英大使ヘ転電セリ
~~~~~  
四〇八 二月七日 在英國德川臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

英國ニローマ法王庁代表者存在セザル理由

ツキ英國外務省中歐部長ヨリ回答ノ件

(二月八日接受)

往電第五八号末段照会ニ対シ中歐部長ヨリ英國ニ羅馬法王

代表者存在セザル理由ニ關シテハ单ニ今日迄右代表者任命ノナカリシ事實ヲ繰返シ述ブルノ他ナキ旨回答シ来レリ

追テ更ニ電報致スヘキモ不取敢

英ヘ転電セリ

四〇六 二月五日 在伊國藤井臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

英國ニ法王庁使節派遣ノ交渉ハ目下ノトコロ  
行ハレオラザル旨法王庁宣伝部員内報ノ件

第三三号

(二月六日接受)

往電第三二号ニ関シ

五日更ニ該法王庁宣伝部員ノ内報ニ依レハ倫敦ニ法王庁ノ外交使節ヲ置クコトニ関シテハ目下ノ所別ニ何等ノ交渉行

ハレ居ラストノコトナリ即チ前電所報ノ如キ事情ナルニ鑑ミ英國政府トシテ今ノ所交渉ヲ開始シ得サルヘク法王庁ト

シテモ単ニ依然寛容ノ態度ヲ持続スルノミニテ差当リ進ンテ交渉スル考無シトノコトナリ

在英大使ヘ転電セリ

四〇七 二月六日 在伊國藤井臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

法王庁ニ對スル我ガ公館新設費ノ予算委員会  
國大使館參事官内報ノ件

二於ケル否決ニ關シジヨルナーレ・ディ・ロ

本件理由ニ關シテハ在伊代理大使電報ニ依リ大体其間ノ消息ヲ窺知スルヲ得ベシト存セラルニ付當國ノ関スル限り本件ハ右ニテ打切トスベキニ付右御諒承ヲ請フ

四〇九 二月十四日 在伊國落合大使ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

法王庁ニ對スル我ガ公館新設費  
法王庁ニ真面目ニ之ヲ論議研究シ居タル所日本政府ハ今回

法王庁ニ公使館新設費ヲ計上シ議会ニ協賛ヲ求メタルカ予算委員会之ヲ否決シ去リタリトノ報ハ確ニ法王庁ニ取り面

白カラサルモノナリニ相違ナシ然シナカラ日本ト法王庁

トノ關係ハ本事件ノ為メ親善ヲ欠クコトナカルヘク尚茲暫

クノ後ニハ本件ノ通過ヲ予想セシメ居レリト論評セリ又同

府布教部員ノ當館員ニ為セル内話ニ依レハ本件ニ關スル法

王庁内ノ空氣ハ素ヨリ日本ニ対シ何等悪感ヲ催ス等ノコト

毫モナケレハ日本政府ノ計画通近ク公使館新設ヲ見ルヘシト信シ居タルニ其実現ヲ見サルハ残念ナリト言フ程度ナリ

ト言フ

四一〇 四月二十日（着）  
在英國德川臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛（電報）

### 英國皇帝ローマ法王訪問ニ対シ英國新教徒反

対ノ件

第一六五号

四月十日夜「アルバートホール」ニ於ケル英國新教徒約一万会合ノ席上司会者「ギスボロ」卿ハ皇帝及皇后ノ羅馬法王訪問ノ計画ハ忠良ナル幾百万ノ英國新教徒ニ取り深甚ナル哀愁ノ因ナルニ付決行相成ラザルコトヲ請願ストノ電報ヲ皇帝宛ニ発シタル旨ヲ述べ同会ハ皇帝ガ右計画ヲ拠棄相成ル様勧告方ヲ首相ニ訴フルコト及政府ニ対シ法王庁ニ派遣セル使節ノ即時撤回ヲ要求スルコトノ二決議ヲ為シ之ヲ首相ニ送付セル処右ニ対シ最近首相ヨリ右二決議ニ対シ慎重考慮スベキ旨「ギスボロ」卿宛回答アリタル趣ナリ

四一一 四月二十一日  
内田外務大臣ヨリ  
在英國德川臨時代理大使宛（電報）

### 英國皇帝ローマ法王訪問ニ対スル新教徒反 対運動ニ闘スル件

大正十二年四月二十七日

在英

特命全權大使男爵 林 権助（印）

外務大臣伯爵 内田康哉殿

英國皇帝羅馬法王訪問ニ対シ新教徒反対運動ニ闘スル件

公第一二〇号

（六月一日接受）

本件ニ關シテハ曩ニ電報致置候ヘ共尚ホ詳報方御來訓ノ次第モ有之候ニ付今日迄ノ経過別紙ノ通報告申進候也

英國皇帝羅馬法王訪問ニ対スル新教徒ノ反対運動

英國皇帝及皇后両陛下ハ伊国王室訪問ノ為来ル五月五日倫敦出發同十二日迄同國滞在ノ旨曩ニ發表セラルヤ之ニ関連シ英國皇帝ハ其節同七日羅馬法王ヲモ訪問セラル筈ニテ其打合ハセ既ニ法王庁ト同庁駐劄英國公使トノ間ニ整ヒ居由諸新聞紙羅馬通信ニヨリ報道セラルニ至レリ之ニ對シ英國新教徒諸団体ヨリ成レル当地「連合新教徒評議会（the United Protestant Council）首動者トナリ四月十日

貴電第二六五号ニ闘シ新教徒反対運動ノ経過及今後ノ成行等逐次詳細郵報アリ度シ

第一〇五号

四一二 四月二十一日（着）  
在英國德川臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛（電報）

### 英國皇帝ローマ法王訪問ニ闘シ首相下院ニ

於テ答弁ノ件

第二六八号

往電第二六五号ニ闘シ

四月十九日ノ下院ニ於テ首相ハ質問ニ対シ英國政府ハ英帝国内ニ多數ノ羅馬加特力教徒ノ存スルノ事実ニ鑑ミ皇帝陛下カ羅馬滯在中「エドワード」七世陛下ノ一回迄垂レ給ヘル先例ニ倣ヒ礼節上法王ヲ訪問シ給フハ明ニ陛下ノ義務ナリトノ意見ナル旨答弁セリ

往電第二六五号ト共ニ伊ヘ転電セリ

四一三 四月二十七日  
内田外務大臣宛

夜「アルバート・ホール」ニ於テ英國皇帝羅馬訪問反対示威運動ノ為新教徒大会ヲ催セリ

同会ハ前記評議會長 Lord Gisborough 之カ座長トナリ会衆約一万余ト称セラレ座長ノ演説ニ次キテ同評議會幹事ノ英國諸地方及加奈太並ニ米國等ニ於ル新教徒諸団体ヨリ寄せ来レル同運動支持ノ電報披露アリ更ニ数氏（多クハ牧師）ノ演説アリタルカ其所説何レモ加特力教ノ教旨カ新教ト相容レサル宗教上ノ理由及羅馬法王カ大戦中連合側ニ不利益ナル態度ヲ採レル事例、並ニ同法王カ何等国民ヲ有セス又國家ノ元首ニアラサルヲ指摘シスノ如キ法王ニ対シ大英帝国ノ皇帝カ叩頭訪問スルカ如キハ英國新教徒ノ到底忍ヒ能ハサル所ナルノミナラスノ如キ法王ニ公使ヲ駐在セシメ外交関係ヲ維持スルノ不可ナルヲ論セリ猶ホ旧教教旨カ英國新教徒及英國民ノ容認ス可ラサル一論証トシテ現法王「ピアス」十一世戴冠式ノ際所謂法王ハ三王冠ヲ以テ飾ラレタル法位ヲ享クル者ニシテ "Father of Kings and Princes, Ruler of the World, and Vicar on earth of Jesus Christ." ナリトノ文句ヲ用ヒタルヲ指摘シ又甚シキハ新教國タル英國元首カ羅馬法王ト交際シ並ニ新教國タル

英國カ旧教宗序ト外交関係ヲ維持スルハ英國憲法違反ナリ

ト為シ其論拠トシテ一六八九年 Bill of Rights 中ニ左ノ文句アルヲ引証セリ、"it is inconsistent with the safety and welfare of this Protestant Kingdom……, all and every person and persons, that is, or shall be recon-

ciled to, or shall hold communion with the See or Church of Rome……shall be excluded and be for ever incapable to inherit, possess, or enjoy the Crown and

Government of this realm and Ireland and the Dominions thereunto belonging……"

右説演説ノ後同大会ハ左ノ「決議文ヲ済場一致ヲ以テ可決シ之ヲ政府ニ送付セリ」

### 決議(丁)

『倫敦「ローヤル・アルバート・ホール」ニ集合セル皇位

ニ忠順ナル臣民等ノ此大示威運動会ハ皇帝及皇后両陛下ノ羅馬法王御訪問ノ發表ヲ痛切ナル憂慮ト遺憾トヲ以テ挙承シ本会ハ謹ンテ此挙カ陛下ニ忠良ナル幾百万臣民ニトリ大ナル苦痛ヲ齎ラスベキヲ具陳シ依テ本会ハ此ノ如キ御訪問無之様陛下ニ進言セんコトヲ總理大臣ニ訴フ』

### 決議(丁)

『羅馬法王序ト外交関係ヲ有スルハ憲法違反ニシテ此新教王國ノ福祉ニ対スル重大ナル脅威ナルヲ以テ政府ハ直ニ法王序駐劄英國公使ヲ撤廃セントヲ求ム』

尚同会ハ直接英國皇帝ニ対シ右法王訪問御中止相成様祈願スル旨ヲ電奏セリ

右決議文送達ニ対シ首相ボーナーロー氏ハ一方秘書官ヲシテ前記大会座長「ギスボーロー」卿ニ対シ右ニ決議ハ慎重考慮スヘキ旨ヲ回答セシメ尚国会下院ニ於テ四月十八日議員ノ質問ニ対シ同首相ハ『英帝国内ニ於ケル加特力教徒多数ナルリ鑑ミ皇帝陛下羅馬御滞在中ニ先帝「ハドワード」七世陛下ノ一回ノ先例ニ從ヒ羅馬法王ニ対シ a visit of courtesy ラ扱ハルルハ當然ノコトナルヘント政府ハ明ニ思惟スル』旨ヲ答弁セリ

本件新教徒反対運動ニ付テハ新聞其他一般公衆ニハ差シタル反響ヲ見ス僅ニ「モーニング・ポスト」羅馬通信員カ法王序ニ英國公使駐劄ノ必要ヲ力説セルト四月二十一日「タ

イムス」社説ニ於テ英國皇帝カ伊国王室訪問ノ序ニ羅馬法王ヲ訪問セラルルハ先帝ノ事例及英帝国内多数ノ旧教徒ヲ

有シ且シ伊国ト法王序トノ關係上別ニ伊国王室ニ於テ反対セラレサルニ鑑ミ何等不可ナル所以ヲ見ス畢竟此ノ如キ反対運動ハ無用ナリト論ゼルニ過キス

本信写送付先、在伊大使

